

平成

二十年

五條市議会第三回九月定例会会議録(第四号)

平成二十年九月二十四日(木曜日)

議事日程(第四号)

平成二十年九月二十四日 午前十時開議

第一 議第五十二号 ふるさと五條市応援基金条例の制定について

議第五十三号 職員の退職手当の特例に関する条例の一部改正について

議第五十四号 五條市立学校設置条例の一部改正について

議第六十号 五條市基本構想を定めることについて

議第六十一号 新五條市まちづくり計画の変更について

議第六十二号 平成二十年度五條市一般会計補正予算(第二号)議定について

第二 議第五十六号 五條市立保育所条例の一部改正について

議第五十九号 五條市立へき地保育所条例の廃止について

議第六十三号 平成二十年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)議定について

議第六十四号 平成二十年度五條市介護保険特別会計補正予算(第一号)議定について

議第六十五号 平成二十年度五條市水道事業会計補正予算(第一号)議定について

追加日程(第五号)

第一 緊急質問(平成二十年九月二十二日の五條市立中央公民館における保護者会との懇談会での市長の発言について)
追加日程(第六号)

- 第一 認第一 一号 平成十九年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認第二 二号 平成十九年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第三 三号 平成十九年度五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第四 四号 平成十九年度五條市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第五 五号 平成十九年度五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第六 六号 平成十九年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第七 七号 平成十九年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第八 八号 平成十九年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第九 九号 平成十九年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第十 十号 平成十九年度五條市水道事業会計決算認定について
- 追加日程(第七号)
- 第一 市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査について
- 追加日程(第八号)
- 第一 発議第九号 虚偽の陳述に対する告発について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(二十一名)

一番	西本幸洋
二番	太田好紀
三番	川村家廣

説明のための出席者

欠席議員（なし）

二十一番	二十番	十九番	十八番	十七番	十六番	十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番
田	大	榮	土	黄	樾	寺	佐	花	山	北	西	峯	山	山	益	池	藤
						久											
原	谷	林	井	木	塚	本	間	谷	本	山	尾	林	田	田	田	上	富
清	龍	末	康	英	凱	保	正	昭	久	和	彦	宏	澄	由	吉	輝	美
														比			恵
孝	雄	次	嗣	夫	一	英	己	典	和	生	和	政	雄	己	博	雄	子

事務局職員出席者

事務局次長	事務局長	庶務課長	秘書課長	企画財政課長	監理管財課長	消防本部次長	大塔支所長	西吉野支所長	会計管理者	社会福祉協議会事務局長	上下水道部長	健康福祉部長	生活産業部長	都市整備部長	総務部長	市長公室長	教育長職務代行者	副市長	市長
乾	森	上	下	水	海	窪	土	岸	櫻	清	辻	山	林	阪	田	岡	田	榮	吉
	本	田	村	脇	老		井	本	本	水	本	下		ノ	中	本	野	林	野
	博	卓	洋	正		佳	祥		泰		衡	正	正	武		和	俊	勝	晴
旬	文	司	次	雄	保	秀	嗣	悟	司	勝	司	次	信	則	衛	人	夫	美	夫

午前十時二十五分開

○議長（西尾彦和）ただいまから、去る十二日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（西尾彦和）本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。

配付漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（西尾彦和）日程第一、議第五十二号、議第五十三号、議第五十四号、議第六十号、議第六十一号及び議第六十二号の六議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会土井康嗣委員長。

〔総務文教常任委員長 土井康嗣登壇〕

○総務文教常任委員長（土井康嗣）ただいま議題となりました、議第五十二号、議第五十三号、議第五十四号、議第六十号、議第六十一号及び議第六十二号の六議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る十二日の本会議において当委員会に付託され、十六日午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

始めに、議第五十二号 ふるさと五條市応援基金条例の制定につきましては、ふるさと納税制度の導入に伴い、本市に対する寄附金が期待されると

事務局係長	西	久	美
事務局主任	笹	谷	豊
速記者	柳	ヶ	瀬
	五		美

ころから、寄附金の適正な管理及び活用を行うため本条例を制定するもので、本年九月一日現在、四名の方から十三万三千円の寄附があることなど当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十三号 職員の退職手当の特例に関する条例の一部改正につきましては、先の六月定例会において否決となった議案の年齢要件及び加算率を一部修正したもので、集中改革プランに基づく職員定数適正化の早期実現を図るため、職員の退職手当の特例に係る適用範囲を現行の五十八歳以上五十九歳以下から五十六歳以上五十九歳以下に改め、退職日現在の給料月額に対する加算率を五十七歳は一〇〇分の三五、五十六歳は一〇〇分の四〇とするもので、委員から、「前回の提案から歩み寄りは見られるものの、他市に比べて加算率が高い気もするので、更に慎重な審査が必要であり、閉会中の継続審査を望む。」との意見がありました。また、本市の事務量や職員の負担状況、財政状況などを考慮した適正・妥当な職員数の基本的な考え方について対したのに対し、「集中改革プランに基づき五年間で六十五名の削減と十年間で四百八十名程度にするという目標をもって、極力職員数は減らしていかなければならないと考えているが、類似団体と比較すれば五百名程度が標準である。」等の答弁がありました。さらに、嘱託制度の問題、職員採用等についての質疑があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、閉会中の継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、議第五十四号 五條市立学校設置条例の一部改正につきましては、少子化による著しい園児数の減少に対し、幼児教育の推進と子育て支援の充実を図るとともに園児の安全確保のため、平成二十一年三月三十一日をもって白銀北幼稚園を廃止しようとするもので、委員から、「合併協議のときの状況や保護者にも変化があり、十分な地元説明と下準備が必要である。」また、「住民の福祉向上に寄与するという市の責任からも、まず関係者の声を聴き、保護者の意見を聴くべきである。人間形成の大事な仕事であり、慎重に検討する必要がある。」などの意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって否決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十号 五條市基本構想を定めることにつきましては、まちづくりの理念と目指すべき将来像に関して市民と行政が共有すべき目標や基本方針を示す基本構想の目標年次が到来したため、平成二十年度から二十九年度の十年間に向け、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、地方自治法の規定により第五次五條市総合計画を策定するもので、当局からは、これまでの取組と第五次五條市総合計画基本構想案の詳細な説明がありました。また、委員から、第四次五條市総合計画と比較して方針の大幅な変更点と財政破たんを示す財政指標について対したのに対し、「方針に大きな変更点はないが、合併と少子高齢化に対する取組、地域の特性を生かした観光や駅周辺整備などを推進してまいりたい。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、実質赤字比率、資金不足比率などの五つの健全化判断比率について早期健全化基準が設けられているが、本市の場合は、いずれも財政健全化計画の策定までには至っていない。」等の答弁がありました。さらに、観光交流拠点の位置付けについての質疑があり、本案につき

ましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十一号 新五條市まちづくり計画の変更につきましては、合併特例債事業の対象事業とするため、新五條市まちづくり計画の主要施策の「自然環境の保全と循環型社会の構築」に「合併によるゴミ処理の受入れ等による施設の改良」の事業を追加するもので、委員から、新市建設計画の合併特例債事業のうち、当初計画のによしの荘建設事業についてただしたのに対し、「現在の検討計画にはないが、あくまでも合併特例債事業としての割り振りである。新市建設計画には事業として残しているもので、根拠として今の段階では合併特例債を使えないとしているものである。」、また、「関係者の協力を得ながら財政改革の推進とともに大切な福祉の向上に努めてまいりたい。」との答弁がありましたが、委員からは、「観光施設としては合併特例債は充当できるもので、合併特例債事業として残すべきであり、為政者として地域審議会の要望にこたえる努力を求めろ。」などの意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十二号 平成二十年度五條市一般会計補正予算(第二号)議定につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ五千九十五万一千円を追加し、歳出予算に農林業施設災害復旧費を加え、地方債の追加と限度額変更を行うもので、歳出予算の主な内容は、自治振興費二百五十一万円、住民税還付金二千八百万円、都市計画業務委託料五百七十万円、小型動力ポンプ付積載車購入費八百四十万円、農地災害復旧工事費五百四十一万八千円等の増額で、その財源は、県支出金、繰越金、諸収入、分担金及び市債をもって賄うもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、五條市線引き見直し素案作成業務委託と航空写真撮影業務委託についてただしたのに対し、「大和都市計画区域の奈良市から五條市までの区域については、昭和四十五年に都市計画の決定があり、その後に見直し計画を行っているが、今回、第六回目の定期的な見直しを実施する委託料である。国道一六八号ほかの航空写真は、主要幹線道路の状況を把握することにより今後の計画・立案等に利用するものである。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を終わります。

○議長(西尾彦和) この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十二日に行いました議案審議において既に終了いたしました。おります。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を議案ごとに採決いたします。

初めに、議第五十二号 ふるさと五條市応援基金条例の制定についてを採決いたします。

本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に議第五十三号 職員の退職手当の特例に関する条例の一部改正については、総務文教常任委員会委員長から会議規則第四百条の規定により閉会中の継続審査の申出書が議長に提出されております。

この際、お諮りいたします。議第五十三号 職員の退職手当の特例に関する条例の一部改正につきましては、総務文教常任委員会委員長の申出どおり閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立多数であります。

よって、議第五十三号 職員の退職手当の特例に関する条例の一部改正につきましては、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（西尾彦和）次に議第五十四号 五條市立学校設置条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、否決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者なし〕

○議長（西尾彦和）起立なしであります。

よって、議第五十四号 五條市立学校設置条例の一部改正については、否決されました。

○議長（西尾彦和）次に議第六十号 五條市基本構想を定めることについてを採決いたします。

本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に議第六十一号 新五條市まちづくり計画の変更についてを採決いたします。

本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に議第六十二号 平成二十年度五條市一般会計補正予算（第二号）議定についてを採決いたします。

本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に日程第二、議第五十六号、議第五十九号、議第六十三号、議第六十四号及び議第六十五号の五議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生常任委員会榎塚凱一委員長。

〔厚生常任委員長 榎塚凱一登壇〕

○厚生常任委員長（榎塚凱一）ただいま議題となりました、議第五十六号、議第五十九号、議第六十三号、議第六十四号及び議第六十五号の五議案につきまして、厚生常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、十二日の本会議において当委員会に付託され、十六日午後一時三十分から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

始めに、議第五十六号 五條市立保育所条例の一部改正につきましては、少子化に伴う就学前児童数の急激な減少に対し、望ましい保育環境を整えるため、平成二十一年四月一日から岡保育所、二見保育所及び休所中の野原東保育所を廃止しようとするもので、委員から、「議会への提案そのものが早すぎたという感があり、子育て設計に戸惑いが生じるもので、市民との話し合いが必要である。」とただしたのに対し、「集中改革プランを作成して現在鋭意進めているが、全国的な流れの中で積極的に取り組んでいるところである。」との答弁がありました。委員からは、「行政内部の議論は重ねていても、議会への提案は今回が初めてのことであり、余りにも性急すぎるものである。」との意見がありました。理事者から、「本市の人口規模からはこの施設数は多すぎるものであり、時代のすう勢で、遅きに失したと考えているところである。望ましい保育環境と財政負担等を考え合わせると、方向としては間違っていないものの、方法等については今後の課題とされている。」との答弁がありました。また、廃止反対に向けた保護者の署名運動が起こっていることなど、不特定多数に最大の効果を考えたとき、協調は見いだせるのかどうかをただしたのに対し、「方向性を言ったが、後は議員の十分な精査と判断にゆだねるところであり、福祉とともに適正な保育環境も大事である。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって否決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十九号 五條市立へき地保育所条例の一部改正につきましては、少子化に伴う就学前児童数の急激な減少に対し、望ましい保育環境を整えるため、平成二十一年四月一日から城戸保育所を廃止しようとするもので、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって否決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十三号 平成二十年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、前期高齢者納付金二十五万三千円、療養給付費等国庫負担金返還金及び交付金返還金二千二百三十万円の合計二千二百五十五万三千円を追加補正し、その財源として前期高齢者交付金及び繰越金をもって賄うもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきも

のと決定いたしました。

次に、議第六十四号 平成二十年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、介護保険財政調整基金積立金四千四百六十九万六千円、国庫・県費・支払基金償還金三百六十四万六千円の合計四千八百三十四万二千元を追加補正し、その財源として県負担金、支払基金交付金及び繰越金をもって賄うもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十五号 平成二十年度五條市水道事業会計補正予算（第一号）議定につきましては、収益的支出において、今回の補正予算編成による課税支出の増加に伴い税務署に納付する消費税及び地方消費税額の減少六十三万九千円と、資本的支出において、水道施設の耐震基本調査結果に基づき主要ポンプ施設三箇所及び主要配水池一箇所の耐震診断調査委託料一千三百四十三万円を補正するもので、委員から、岡地区の耐震調査に関係して質疑があり、「今回の耐震調査は、昨年三月に実施した目視による耐震基本調査で、各配水系統の基幹となる送水ポンプ場の劣化が著しいことから、送配水システムにおける既存施設の耐震診断調査である。岡配水系統の管路については、埋設している管種、経過年数、施設への接続状況等をしゅん工図書により総合的に判断してもらおう。」等の答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。ありがとうございました。

○議長（西尾彦和）ただいまの厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、川村家廣議員の発言を許します。川村議員。

〔三番 川村家廣登壇〕

○三番（川村家廣）おはようございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、私からはただいま委員長報告がありました議第五十六号、議第五十九号、議第六十三号、議第六十四号及び議第六十五号の五議案のうち、議第五十九号 五條市立へき地保育所条例の廃止についてのみ、地元議員として、ただいまの委員長報告と同じく本議案に反対の立場から討論し、私の意見を申し上げます。

ただいまの委員長報告は、厚生常任委員会における本議案の審査の結果は、否決するべきものとの判断であるとの報告でした。

本議案は、議第五十六号 五條市立保育所条例の一部改正が厚生常任委員会で否決するべきものと判断され、委員各位から出された意見や理事者側からの答弁も報告されておりますので、同じ理由から否決するべきものと判断されたものと考えております。

私は地元議員として、その意見に次の意見を付け加え、本議案に反対いたします。

この条例案は、西吉野地区の城戸保育所を来年度から廃止しようとするものでありますが、西吉野地区選出の議員として特に遺憾に思うのは、余りにも拙速すぎることで、また旧西吉野村における保育所行政に対して余りにも思いやりがありません。

旧西吉野村では昭和五十五年当時、四箇所の保育所で幼児の保育に当たっておりましたが、昭和六十三年度には三箇所とし、平成八年度には二箇所とし、更に平成十一年度には現在の城戸保育所一箇所にして運営を続け、平成十七年の市の合併により新市に引き継がれました。

城戸保育所は、へき地保育所です。そもそもへき地保育所とは異なり、交通条件など児童福祉法で規定する保育所を設置することが困難であると認められる地域における保育を要する幼児に必要な保育を行うことを目的として設置されており、まさにへき地の西吉野に合致した施設として長く運営されておりました。

また現在は一箇所のみ施設とはなっておりますが、一朝一夕に一箇所の保育所にできたわけではなく、昭和五十五年以降、三回の統廃合を繰り返しながら一箇所になりましたが、その都度行政、保護者、地域が真剣に協議に協議を重ねながら、ようやく収れんされた保育所であります。西吉野地区、また住民にとりましては、特別な思いがある施設です。

平成十七年九月二十五日の合併からわずか三年、先ほど申し上げましたへき地保育所という特色、統廃合を重ねてきた西吉野地区唯一の保育所であるということを考えたとき、余りにも拙速に提案される理事者側の判断には憤りさえ感じます。

以上、申し上げました理由により、ただいま審査に付されております五議案のうち、特に議第五十九号については、地元議員としての反対の意見を申し上げます、私の討論といたします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(西尾彦和) 以上で討論を終結いたします。(二二番の声あり) 太田議員。

○二番(太田好紀) 動議を提出いたします。

平成二十年九月二十三日の奈良新聞に「保育所、幼稚園の統廃合を計画している五條市は、当該保育所の保護者から統廃合中止の要望書が提出され

たことを受け、二十二日市中央公民館で保護者との懇談会を行った。」と報道がありました。その場で市長自ら「結論を先に申しますと、皆様方の御意向に沿うような形でいきたいと思えます。皆さんの御意向というのは、十分考慮してこれからも行政をやっていく。」と説明し、報道関係者にも「昨年募集した現三歳児が卒園するまでは廃止しないでほしいという意向だと受け止めている。」と話すとされていることに対して、今議会に提案されている議案との整合性を確認するため、市長に対しての緊急質問をしたいので、同意の上、日程に追加し、発言を許可されることを望みます。（議場に声あり）

○議長（西尾彦和）ただいま太田好紀議員から保育所保護者会との懇談会について緊急質問を求める動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたします。

お諮りいたします。この動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）御異議なしと認めます。よつてこの動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

太田好紀議員の発言を許します。（「二番」の声あり）太田好紀議員。

〔二番 太田好紀登壇〕

○二番（太田好紀）議長から発言許可をいただきましたので、質問いたします。

先ほども申し上げたように、平成二十年九月二十二日、五條市立中央公民館で、岡、二見、阪合部、城戸の四保育所の保護者会に呼び掛け、保護者会との懇談会が開催され、その場で市長から「結論を先に申しますと、皆様方の御意向に沿うような形でいきたいと思えます。皆さんの御意向というのは、十分考慮してこれからも行政をやっていく。」と説明したと聞いております。

また、その場には担当部署も出席したと聞いておりますが、今議会に市長から提出された議案は、岡保育所、野原東保育所、二見保育所、へき地保育所の城戸保育所を平成二十一年四月一日から廃止しようするものとなっております。もし、市長が本当にそのようなことをおっしゃっておられるならば、当然今回の議案を取り下げるときではないでしょうか。市長の真意をお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（西尾彦和）市長、答弁願います。吉野市長。

○市長（吉野晴夫）太田議員にお答えいたします。

御父兄の方から面会というようにすることで、ちょうど時間があつたのでお会いさせていただきました。

これは、別にお会いさせていただくというのはやぶさかじゃない。我々も心配だということ、おっしゃってましたですね。私は、はっきりと申しました。この問題は遅きに失しておると。しかしながら、皆さんの意見も十分と考慮しながらやっていきたいということ。皆様が否決なさったということとは別に何も言うてませんよ。皆様の御意見を考えながらしてくださいと、安心してください、いろんな面で安心してくださいということですので、そういうお話だけやったんで、私は別に御父兄の方とお会いさせていただいたということは、何も悪いことじゃないですよ。（「そんなこと聞いたるん違う」の声あり）（議場に声あり）

○議長（西尾彦和）答弁が違うらしいので、もう一遍答えたっていただけますか。吉野市長。

○市長（吉野晴夫）今、言うたとおり、御父兄からお会いしたいということで、お会いさせていただきました。

いろんなことは、常に私も頑張っております。行政のこと、そして子供さんのこと、幼稚園の統合ということもいろいろと考えながらやっていっておりますと、御安心くださいということは言いました。それだけです。（「二番」の声あり）

○議長（西尾彦和）太田議員。

○二番（太田好紀）市長ね、要望書を持ってきたときのことは私は言っているのじゃないですよ。

要するに、二十二日のときに、中央公民館ですか、そこで四人しか集まってないとは聞いておりますけれども、そこで市側からそういうように集めて説明をしたと。そのときに市長が言った言葉のことを私はお伺いしておるわけです。

○議長（西尾彦和）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）だから、先ほど申したとおりでございます。（「二番」の声あり）

○議長（西尾彦和）太田議員。

○二番（太田好紀）そしたら、御意向に沿うような形でやっていきたいと、皆さんの意向というのは十分考慮してということと言ったということは、要するに意向を尊重するということの認識をしているわけですよ。だから、今上程されている廃止ということと逆行しているので、整合性はまるつきりない。当然、その保護者さんたちにも、いやもう駄目だと、廃止するんだと言うならわかりますけれども、そこでは尊重すると、理解していると、こういうようになれば、当然今廃止がなくなると、今後、先については別としてでも、今回に関してはそういう理解をしているということの認識をしていますし、新聞にも、多分新聞が書いていると思うのですけれども、市長との会話の中で、廃止しないでほしいということの意向だけを受け止めているということは、受け止めているということは、要するに廃止じゃないですよ、言葉の解釈からすれば。だから、いやこういうように上程して

いるので廃止ですと、これは保護者にも御理解を得て、議会もあるんだけど、廃止していかねければしゃあないんだというのならわかりますけれども、意向を尊重すると、また保護者会の中でもそういうように言っているということは、今回に対してはある程度の時間的な余裕とか、また、先ほど委員長報告もありましたけれども、やっぱりある程度は保護者との協議を重ねてやっていくという、そういうことも市長は御理解をして、そういう保護者の方に説明をしたのかなど。そやから、この話の中におきましては、要するに廃止はしないと、こういう解釈をされているわけです。だから市長、まるつきり絶対廃止ですと、もう今回で廃止ですとということを言い切っていないでしょう。そやから、尊重します、理解していますと言え、当然、そのことは保護者会、また、そういう形で皆さん理解しているので、そうなる、…そうしていただいたら有り難いのですよ、私たちとしては。でも、今、議会上程しているにもかかわらず、上程しているのは廃止だということならば、私は直ちにそういう意向があるならば、この上程を撤回してほしいなど、そういうことを私は言っているわけです。答弁お願いします。

○議長（西尾彦和） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 私は、何も間違っていないですよ。

皆さんとお会いさせていただきました。皆さんの意見を聞きました。初めてそういう意見は聞いたわけでございますけれども、それはよくわかりましたと、皆さんの意見は御理解いたしましたよと言っただけでございます。何もおかしなところ、何もありません。私の中では正しい答えを言うたように、私は思っておりますよ。（「二番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 太田議員。

○二番（太田好紀） 市長ね、自分が正しいって、それは周りが評価することであって、自分が正しいって、それは自分で評価するべきではないと思いません。

ただ、今言うたように、そしたら、廃止するんですよってはっきり言っていないでしょう。上程しているのは、廃止するということにおいて保護者会にしても、この新聞に載っているにもかかわらず、廃止とは言っていないでしょう。尊重しますとかなれば、当然延長してくれるか、ある程度期間を、二年、三年という形にするのか、そういうことも考慮してやっていただけなんだというような判断をしたわけです。いや、それやったら保護者にいやいやこういう財政状況が厳しいからこういうこと廃止しますよ、御理解してくださいって、一言もそんな話はしてないらしいですよ、そうでしょう。それを、理解した、尊重したと言っただけ、当然この廃止に対しては、ある程度もう一遍再度見直して、その間に保護者と協議をしながら、また、議会とも協議をしながらその辺の方向性を探っていくと、そういうような解釈をしているわけです。

だから今、市長は、間違ったことないと言うのじゃ、私は聞いたんじゃなくて、言った言葉に責任を持っていただきたい。そして、ましてそういう形で保護者も集めて、四人しか来ていないというのを聞いておりますけれども、そういうところではっきりしたことを言うならば、駄目だったら駄目、廃止って言ったらよかったですよ。何も一言もそんなこと言ってないらしいですよ、そうですね。尊重します、いろんな議論で尊重しますと言え、あつ、そしたら理解してくれたんだなど、当然思うでしょう。最後の締めとして市長、あなた言いましたか。いや、皆さんの意見は尊重しますけれども、廃止はしゃあないんですと。何も言っていないでしょう。尊重しますと言って締めくくったという話を聞いていますよ。だから、当然皆さんは、あつ、これで理解してくれたんだなど、こういうように解釈をしているわけですよ。そやから、中途半端なことをね、市長、議案、こうして上程したにもかかわらず、…何がおかしいんですか、市長。真剣にまじめな話しているのですよ。そこらをもっと認識して、そういう気持ちがあるならば、この議案の上程を撤回していただきたい。そういうことを申し上げて終わらせてもらいます。

○議長（西尾彦和）以上で緊急質問を終わります。

これより本案を議案ことに採決いたします。

初めに、議第五十六号 五條市立保育所条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本議案に対する厚生常任委員会委員長の報告は、否決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者なし〕

○議長（西尾彦和）起立ゼロであります。

よって、議第五十六号 五條市立保育所条例の一部改正については、否決されました。

○議長（西尾彦和）次に、議第五十九号 五條市立へき地保育所条例の廃止についてを起立により採決いたします。

本議案に対する厚生常任委員会委員長の報告は、否決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者なし〕

○議長（西尾彦和）起立ゼロであります。

よって、議第五十九号 五條市立へき地保育所条例の廃止については、否決されました。

○議長（西尾彦和）次に議第六十三号 平成二十年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定についてを採決いたします。

本議案に対する厚生常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に議第六十四号 平成二十年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定についてを採決いたします。

本議案に対する厚生常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に議第六十五号 平成二十年度五條市水道事業会計補正予算（第一号）議定についてを採決いたします。

本議案に対する厚生常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に追加日程第一、認第一号から認第十号までの十議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、決算審査特別委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。決算審査特別委員会益田吉博委

員長。

〔決算審査特別委員長 益田吉博登壇〕

○決算審査特別委員長（益田吉博）ただいま議題となりました、認第一号から認第十号までの十議案につきまして、決算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る十二日の本会議において決算審査特別委員会に付託され、十七日及び十八日に開会いたしました当委員会でそれぞれ提案者の説明を受け、審査を行い、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

審査の方法は、まず、各会計の概要説明と総括質問を行い、続いて各会計別に審査を行いました。

審査の順序は、慣例により、一般会計の歳出から各款及び項別に個々の説明を省略し、委員の質疑に対して理事者側から答弁を求める方法で審査を進めました。

以下、審査の概要を報告いたします。

始めに、総括質問を行いました。

総括質問の概要につきましては、次のとおりであります。

一 墓地事業の現況と今後の計画についてただしたのに対し、「開発会社から提供を受けた公共用地については整備できる基数が少なく、財政状況から見ても整備は厳しい状況である。必要性は認識しているが、財政改革途上であり、現在の状況では当面事業の実施はできない。」との答弁がありましたが、委員からは、墓地の問題は昨日今日の話ではなく、過去十五年くらい前から検討されている問題で、特別会計も編成されており、必要性を十二分に認識して墓地の整備を早急に進めるべきであるとの意見とともに民間活力導入についての意見がありました。

二 一年以上不在の続く教育委員について条例改正の意思をただしたのに対し、「信じた方を提案しているが議会で否決になっている。」との答弁がありました。委員から、市民のためには少しでも前向きな姿勢で真剣な考えを求めるとの意見がありました。

三 岡保育所の廃止問題についてただしたのに対し、「保育所は広域保育を実施しており、田園地区から岡保育所には十名が入所している。民間施設の保育料との差額について、市の補助はない。」との答弁がありましたが、委員からは、保護者の声としてはせめて今入所している子が卒業するまでは存続してほしいと要望しているとの意見がありました。

四 体育館兼集会所の使用料を市議会議員が持っていたので訴えると言っていることについてただしたのに対し、「訴えるという気持ちは持っている。」

一時取得の問題であり、基本的な権限と権利である。」との答弁がありました。委員から、市議会議員ではなく、当時は体育館の管理者として集会所の使用料を集めていたもので、裁判で判決も出ており、納得いかないとの意見がありました。

委員からの質疑に対して市長から暴言があり、委員長からの再三の注意にもかかわらず応じなかったため、午前十一時に暫時休憩いたしました。午前十一時四十二分から総括質問を再開しました。

冒頭、市長から迷惑を掛けたことに対する謝罪がありました。

五 平成十七年の市議会議員選挙における中傷ビラについてただしたのに対し、「これについては関与もしていない。」との答弁がありました。

午前十一時五十分には昼食休憩し、午後一時三十分から総括質問を再開しました。

六 消防署において七月に実施した物品購入の入札状況についてただしたのに対し、「消防被服、消防装備品、消防関係貸与物品の三件の入札を実施したが、消防被服は十社の全社辞退、消防装備品は十社のうち、参加した五社が入札予定価格を超え再入札を行ったが、五社が辞退、消防関係貸与物品は十社中、予定価格以下の一社が落札した。」との答弁があり、委員から、今後の対策について更にただしたのに対し、「全国的に統一されている消防士の被服について、夏服、冬服、防寒服等を一括入札としたが、今後は単品・単価契約をするともに、同等品も可能とするよう検討してまいりたい。また、今後の参考にするため業者と面接調査を行った。」との答弁がありました。

その後、落札の日から契約を締結するまでの期間が約四十日にも及んでいることから、契約までの期間は五日以内と定めている契約規則について答弁を求めましたが、理事者側からの確な答弁が得られなかったため、午後一時五十九分に暫時休憩いたしました。

午後二時十四分から総括質問を再開しました。

理事者側からは、「契約書の作成は落札から五日以内であるが、談合のうわさがあり、市長が特別の理由により必要があると認めるときは市長の指定する日までと規定されていることから、九月に契約を締結した。また、同一業者が十年にわたり九〇パーセントを超えて落札していることから聞き取り調査を行った。」との説明がありましたが、業者からの申出により契約条項の一部を変更するなど、さまざまな事務処理をしている消防長と具体的な入札制度改革を示さない理事者の姿勢に強い意見がありました。

七 職員全体の人件費を市民にわかりやすく公表することについてただしたのに対し、「地方自治法にのっとり、予算書には目的別の人件費を明記し、毎年広報誌で公表しているところである。ラスパイレース指数を参考にしているところであるが、指摘のことについては良い方法である。」との答弁がありました。

午後三時十分から休憩し、午後三時二十五分から各会計別に審査を行いましたので、質疑の概要を申し上げます。

始めに、一般会計の歳出についてであります。

一 児童福祉施設費の給食費と保育料についての質疑がありました。

二 塵芥処理費の補正予算額と不用額についてただしたのに対し、「不用額の主なものは、修繕料とダンプ購入費の残額である。」との答弁がありました。

三 塵芥処理費の資源回収委託料とリサイクルプラザ管理運搬業務委託料の内容等についてただしたのに対し、「資源回収委託料は収集運搬の委託料で、リサイクルプラザの管理運搬業務委託料については、ペットボトルとトレイはこん包まで、ガラス類は出荷までの作業を委託している。それぞれの委託料に増額はないが、資源回収委託料の各地区への還元については業者に指導をしてまいりたい。」との答弁がありました。

四 塵芥処理費の有害鳥獣駆除業務委託料についてただしたのに対し、「みどり園内のゴミピットに住み着いたハトの駆除委託料である。」との答弁がありました。

五 し尿処理費の補正予算額と不用額についてただしたのに対し、「人件費の補正である。」との答弁がありました。

六 林業振興費の有害鳥獣駆除関係費について、最近作物に多くの被害を与えているイノシシの駆除に対する強い要望がありました。

七 農地費の原材料費については、合併後に日本一の柿の産地となり、山間部も多く抱え、材料支給の要望も多くなるため、強弱を付けた今後の予算措置を求める強い意見があり、「予算は年々減っているが、増額できるような努力してまいりたい。」と副市長から答弁がありました。

八 土木費の補正予算額と不用額についてただしたのに対し、「不用額の主なものは、道路新設改良費の工事請負費における入札による設計額に対する請負額との差額で、工法及び内容の検討によるものである。委託料は、工事用測量設計業務において一部が県負担になったことによるものである。」との答弁がありました。

九 道路維持費の原材料費が年々減額されていることについてただしたのに対し、「新年度の予算要求については肝に銘じて財政当局と協議してまいりたい。また、農地費と同じ考え方で、全体のバランスの中で考えてまいりたい。」との答弁がありました。

十 下水道整備費の主な事業について確認がありました。

十一 都市計画総務費の公有財産購入費についてただしたのに対し、「大和二見駅周辺の公社所有地を買い戻して、駐車場用地として利用しているものである。」との答弁がありました。

十二 消防費の補正予算額と不用額についてただしたのに対し、「不用額の主なものは、消防庁舎建設事業費である。また、補正予算は人事異動に伴う人件費である。」との答弁がありました。

午後四時二十七分に延会し、十八日、午前十時零分から一般会計の歳入の審査を行いましたので、質疑の概要を申し上げます。

一 市税の徴収率等についてただしたのに対し、「市税の徴収率は、県下十二市のうち橿原市に次いで上位二番目となっている。平成十九年度市税調定額四十一億一千四百万円に対し、収入済額三十七億九千二百万円で、現年度分徴収率九七・八一パーセント、滞納分徴収率二三・六四パーセントの合計九二・一八パーセントとなっており、平成十八年度より徴収率は上がっている。コンビニ収納制度については、費用対効果を見極めているところであるが、将来的には必要になってくることも考えている。」との答弁がありました。委員から、市税総額等のわかりやすい広報の方法についての要望と、徴収率の上昇につながる更なる努力を求める意見がありました。

二 児童福祉施設負担金の公立保育所分とへき地保育所負担金について確認がありました。

三 交流促進センターこんぴら館の今後の運営についてただしたのに対し、「利用客の減少に伴い、厳しい状況で運営しているところであるが、普通財産に変更することや季節に合わせて開閉することなども視野に入れた検討を重ね、来年の四月からでも実施できたらと考えている。しかし、人件費の問題もあつてすぐにはいかないが、できるだけ早くと思っている。」との答弁がありました。委員からは、立派な館であり、果樹の発信地として活用し、民間活力を利用すべきである。また、大塔町の道の駅とこんぴら館とは建設の趣旨目的が違っているので、何かメインを一つ考えて、身近なところから取り組むべきであると意見がありました。

次に、各特別会計についてであります。

一 下水道事業の整備についてただしたのに対し、「現在、未接続戸数は一千四百戸ほどある。下水道法には三年以内の接続条項はあるが、罰則規定はないため昨年から四百戸の戸別訪問を行い、接続に向けたPRを実施している。また、利子補給などの融資あつせん制度があり、最近は効率的な施工も実施している。」との答弁がありました。豊かな自然環境を守るためにも、接続戸数を増やす有効な対策を講じるよう求める意見がありました。

二 墓地事業の積極的な取組についてただしたのに対し、「不足している基数も把握できている。また、民間でできるものは民間でと考えているし、必要性は認識している。」との答弁がありました。

次に、財産に関する調書についてであります。質疑はありませんでした。

次に、企業会計についての質疑もありませんでした。

以上が概要であり、こうして質疑終了後、付託された議案について、討論を省略して一括採決の結果、本案は全員一致をもって認定すべきものと決定し、午前十一時二十五分に閉会いたしました。

以上、御報告申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（西尾彦和）ただいまの決算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。二十番大谷龍雄議員。

〔二十番 大谷龍雄登壇〕

○二十番（大谷龍雄）議長から許可をいただきましたので、上程されております決算議案に対する一部反対討論を申し上げます。

議案ごとに申し上げます。

認第一号 平成十九年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

御存じのように、この決算の中には福祉、医療そして生活、教育等々市民の皆さん方の重要な決算が含まれているわけでありますけれども、そのうちの一部についてのみ反対をさせていただきます。

まず、最初は市議会議員の政務調査費でございます。

御存じのように、月一人当たり三万、年間三十六万円が条件を満たせば活用できるというふうになっております。そして、領収書の提出は写しを義務付けられているわけでありますけれども、私は年間三十六万円の政務調査費を半分に削減をし、領収書の提出は写しではなしに本物の提出をすべきであることを申し上げまして、この予算執行には反対する次第であります。

また、議会費用の節約について、この間いろいろ議長を中心に全議員が協議をされてきました。その中で、来年十一月に行われる市議会議員選挙におきましては、現在の二十一名の市議会議員を十五名に削減して行うということで、議会の経費節約にもつながるわけでありますけれども、あくまでも来年の選挙以後その効果が発揮されるわけでありまして、現時点におきましては、やはり何らかの議会費用の削減に努力しなければならないのではないかと思います。

まず、その一つといたしましては、市会議員の報酬を隣の橋本市並まで引き下げるべきであることを表明しておきたいと思えます。

また、市長の給与の引下げも適切な引下げをされるよう求めておきます。理由は、やはり財政の厳しい状況と、そして、市長の、過去二回市長選挙に立候補されておりますけれども、いずれかの選挙におきまして、文書、口頭の両面で市長給与の引下げを公約されておられるという、そういう状況から考えれば、職員とは別に、市長独自の適切な給与の引下げに踏み切るべきだということを表明しておきたいと思えます。

次に、決算の中で反対させていただくのは、警備業者デネブへの委託料であります。

その理由を表明します。御存じのように、五條市が委託しております警備業者デネブの代表は、過去警備業法違反によりまして書類送検された経歴を持ち、また五條市内の二見のスパーの警備に当たりましては、強盗の通報があったのに即緊急出動せずに、三百四十万の金庫が盗まれたというような警備業法に照らして大きな誤りと失敗を犯している経歴も持っておりますので、この業者に五條市の公共施設の警備委託するのはふさわしくないという理由から、決算の中に含まれます予算執行に反対するものであります。

それから、もう一つ決算の中で反対申し上げます。

それは、長い間の差別をなくすために行われてまいりました同和行政でありますけれども、皆さん方も御存じのようにいろんな点におきましても、やはり差別はなくなってきました。しかし、現在まだ、五條市の同和行政として残っておりますのは、いわゆる市営住宅の中の住宅行政にもまだ同和行政が残っております。また、市営駐車場の中にも同和行政が残っております。そういった現在まだ残っております同和行政を、いわゆる一般行政に移行していくことを指摘して、現時点では反対する次第であります。

そのほか、いろいろございますけれども、重要な点で反対させていただくのはその点でございます。

一般会計に含まれます、今反対申し上げました以外の決算については、すべて賛成させていただく次第でございます。

次に認第二号 平成十九年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

これにつきましては、市民の健康そして医療、福祉の向上に頑張っていたいております。基本的には賛成させていただきます。次に、認第三号 平成十九年度五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

この決算認定につきましては、含まれております消費税五パーセントのみに反対し、それ以外につきましては賛成させていただきます。

次に認第四号 平成十九年度五條市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

この決算認定につきましても、お年寄りの皆さん方の健康と福祉、医療に重要な役割を果たしておりますので、基本的に賛成させていただきます。

次に、認第五号 平成十九年度五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

この決算認定の中含まれます消費税五パーセントのみ反対し、それ以外は賛成させていただく次第でございます。

認第六号 平成十九年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

この決算認定につきましても、人生の最終の墓地に関係する決算認定でございますので、賛成申し上げるとともに、やはり、新しく住み着いていた田園その他の皆さん方の要望にこたえる墓地の建設に粘り強く奮闘されることを申し上げて、賛成する次第でございます。

次、認第七号 平成十九年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

この点につきましては、もう御存じのように、代表についてはいろいろと問題がありますけれども、大きな医療、福祉の面で役割を果たしておりますので、賛成させていただきます。

次、認第八号 平成十九年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。この点についても、賛成させていただきます。

認第九号 平成十九年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。この中に含まれております消費税五パーセントのみに反対し、それ以外につきましては、賛成させていただきます。

認第十号 平成十九年度五條市水道事業会計決算認定について申し上げます。

この中に含まれております消費税五パーセントのみに反対し、それ以外につきましては、賛成させていただきます。以上で、上程されております各議案ごとの反対討論を申し上げさせていただきます、一部反対討論を終わらせていただきます。

○議長（西尾彦和）次に池上輝雄議員の発言を許します。五番池上輝雄議員。

〔五番 池上輝雄登壇〕

○五番（池上輝雄）ただいま上程されております平成十九年度各会計歳入歳出決算の十議案につきまして、議長から発言のお許しが出ましたので、賛成の立場から討論をいたします。

私は先の決算審査特別委員会において審査いたしました委員の一人として、委員長から報告のありましたとおり、全議案に対して賛成するものであります。

さて、今回の決算につきましては、現下の財政状況そのまま反映し、厳しい状況が見てとれました。

決算内容を見ますと、基金の取崩し、市債の発行などを行い、財源の確保に苦心されているところが伺い知れますが、基金の枯渇が心配され、

今後の本市の行財政運営にどのような形で影響が出てくるのかと懸念いたします。

しかし、十九年度から予算総額を抑制するため、従来の積み上げ式の予算編成から枠配分式の予算編成から枠配分式を取り組み、市債発行額においては、大型プロジェクトが終了したことも影響しているかと推察されますが、前年度と比較して半減させるなど、歳出抑制の姿勢が伺えます。

さらに、集中改革プランを策定し、人件費の削減、事務事業の縮減など、全庁挙げて行財政改革に取り組んでおり、一刻も早い改善の兆しが現れることを期待しております。

次に主要な事業を見てみますと、複合施設建設事業、（仮称）五万人の森公園整備事業、野原小学校耐震補強事業、五條教育ネットワーク構築業務などがしゅん工を迎えました。

継続事業としては、旧岡中線を始めとする道路新設改良事業、五條中央公園建設事業、林道整備事業、浄化槽設置整備事業などが展開されており、経常的な経費に目を移しますと、少子化高齢社会に対応する社会保障関係施策、環境衛生に対する施策、教育の振興などの重要課題に取り組みながらも物件費や人件費などの経費全般について見直し等を図り、執行されております。

歳入面におきましては、所得税から個人住民税への税源移譲により市税は若干の伸びを示しておりますが、反面、所得譲与税や減税補てん特別交付金の廃止等により、一般財源は前年度実績を下回る中、徴収への取組強化や使用料の見直しなど財源の確保に努力されている様子が伺えました。

今後はこの取組をさらに推し進めた予算執行に努力していただきたいと思っております。

国民健康保険、簡易水道、老人保健、下水道事業、墓地事業、介護保険、大塔診療所及び農業集落排水事業の八特別会計並びに水道事業会計におきましても、それぞれ独立採算の基本原則を踏まえながら、非常に厳しい状況下で努力をされていることが伺えました。

特に下水道事業及び水道事業会計におきましては、過去に借り入れた高金利の起債の借換えを行い、公債費負担の軽減に努めております。

これらのことを評価し、適切な執行であると判断するとともに、今後の行財政改革の推進に期待するものであります。したがって、平成十九年度各会計歳入歳出決算は、適正に執行されていると考えるものでございます。

以上、申し述べましたことから、上程されました全議案に対しまして賛成するものであります。

議員各位にはよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。討論といたします。

ありがとうございました。

○議長（西尾彦和）以上で討論を終結いたします。

これより本案を一括して採決いたします。

ただいま決算審査特別委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（西尾彦和）次に追加日程第一、市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査についてを議題といたします。

本案につきましては、昨年八月十日に設置いたしました市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員会にその調査を付託し、お手元に配付いたしておりますとおり調査特別委員会委員長から議長あてに調査報告書が提出されております。

委員長の報告を求めます。十六番樫塚凱一委員長。

〔市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員長 樫塚凱一登壇〕

○市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員長（樫塚凱一）

議長から発言の許可をいただきましたので、調査委員会における調査報告をいたします。

当委員会は市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑を検証するために、平成十九年八月十日の第二回臨時会において設置され、地方自治法第百条第一項と、同法第九十八条第一項の権限が委任されました。

調査期間は、調査が終了するまでとし、閉会中も調査を行うこととされ、現在まで精力的に調査を続けてまいりました。

地方自治法第百条の規定に基づき当委員会が設置された根拠については、次のとおりです。

地方自治法第百条には、「普通地方公共団体（五條市）の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる」と規定されています。

平成十九年五條市議会第二回六月定例会での土井康嗣議員の一般質問に答弁した吉野晴夫氏は、五條市長の立場で答弁していますので、公人としての吉野晴夫五條市長の発言である答弁は、五條市の「事務」となります。

議会は、公人としての市長の発言を調査することを議決し、当委員会が設置されました。

調査経費は、平成十九年度においては百二万一千九百四十二円を、平成二十年度においては八十七万八千八百二十円を執行しました。

委員といたしましたは、当初、大谷龍雄委員、土井康嗣委員、黄木英夫委員、西尾彦和委員、益田吉博委員、藤富美恵子委員、太田好紀委員、私、檜塚凱一の、以上八人の委員で組織し、昨年八月十日の臨時会終了後の委員会において、委員長に、私、檜塚凱一が、副委員長に西尾彦和委員がそれぞれ選任され、調査活動に入った次第ですが、十二月十九日に西尾副委員長が特別委員会の委員を辞職したため、同日議長から寺本保英議員が委員に指名され、同日開催された委員会におきまして副委員長の互選を行った結果、副委員長には大谷龍雄委員が選任されました。

当委員会の調査事件については、昨年八月の臨時会で議決されました次の二件を調査項目として調査を続けてまいりました。

一点目は、平成十九年五條市議会第二回六月定例会の一般質問に対する市長の答弁の虚偽疑惑に関する事項。

二点目といたしましては、吉野市長の公職選挙法違反疑惑に関する事項です。

平成十九年五條市議会第二回六月定例会の一般質問に対する吉野晴夫市長の答弁は、次のとおりです。

「榎市長の退任について、私がどのような工作をしたかというようなことでございましたが、榎市長は公にも病気で退任なさるということでございました。私は、このたびの選挙、無投票じゃなく選挙戦をもって皆さまから信任を得たと、そのように思っております。選挙の運動ということにつきましてはいろんな方に、そら、個々お願いはすると思いますが、土井議員のおっしゃるようなことは一切ございません。甚だ迷惑でございます。土井議員、その方はまたどういふ方であるかということもちょっと教えていただきたいですね。ダイオキシンのことにかかわることと、市長選挙にかかわることでございますね。前市長を引き下ろすためにそのような工作は一切しておりません。」

委員会の開催状況につきましては、昨年の八月十日から今日まで、二十五回の委員会と、同じく三十二回の協議会を開催し、この間、延べ二十七人、実質二十三人の証人に出頭していただきました。

調査の方法といたしましては、この間、委員派遣を二回行いました。

派遣の理由は、次のとおりです。

平成二十年四月二十五日に行われました第十七回委員会において、斎藤●●証人と吉野晴夫証人の対質問があり、その際に斎藤●●証人から、平成十六年十二月二十六日執行の五條市長選挙において、元警察官の北川さんという人が吉野晴夫氏の応援に来ていたとの証言がありました。

当委員会では、北川●●氏に、証人として平成二十年八月一日午後二時から喚問することを平成二十年七月二十二日の第十九回委員会で決定し、議長から出頭請求をいたしました。以前、藤富美恵子議員にファックスを送付しているのでそれを参考にしてほしいとの申出がありました。

北川●●氏が当委員会の調査内容を新聞報道で知り、北川氏の知っている五條市長選挙に関する吉野晴夫氏と北川氏との関係とその会話内容がファックスで送られてきておりました。

平成二十年八月一日の第二十一回委員会において、北川●●氏から送られてきた当委員会の調査事項に関する文書の一部について藤富美恵子委員から報告があり、平成二十年八月十七日の第二十三回委員会ではその文書の提出がありました。

この文書を確認するために、次の派遣がありました。

一回目の派遣は、平成二十年八月四日、派遣場所は、大和郡山市の奈良県トラック協会会議室です。

派遣理由は、北川●●氏と面会の上、藤富美恵子議員にファックスで送られてきた文書は確かに北川●●氏が作成したものであるかを確認し、併せて、当委員会の調査内容について参考意見を聴取するためで、派遣委員は、大谷龍雄副委員長、藤富美恵子委員と私、樫塚凱一です。

この文書は確かに北川氏が書いたものであることなどの確認ができ、また、参考意見を聴取することができました。

二回目の派遣は、平成二十年八月二十一日、派遣場所は、同じく大和郡山市の奈良県トラック協会会議室です。

派遣理由は、北川●●氏と面会の上、北川●●氏が作成した文書の一部の写しであることを証明する文書の提出を求め、併せて、当委員会の調査内容について参考意見を聴取するためで、派遣委員は、藤富美恵子委員と私、樫塚凱一です。

このことについては、確かに北川氏が書いたものの写しであることを確認の上、北川氏本人からは、署名、押印の上それを証明する議長あての文書の提出を受けました。また、併せて参考意見を聴取することができました。

記録及び資料の提出は、特に求めておりません。よって、書類の検閲、検査もございません。

資料の提出につきましては、平成二十年四月二十五日の第十七回委員会齋藤●●証人から名前を記したメモの提出がありました。

また、平成二十年八月十七日の第二十三回委員会で、先に報告いたしましたように、北川●●氏から議長あてに提出された当委員会の調査事項に関する文書（以下「北川メモ」という。）の提出がありました。

なお、この文書については、北川●●氏と吉野晴夫市長とは昭和三十一年四月十日、当時の御所実業高校工業化学科入学式の日からお互いをよく知る間柄になり、以来友人関係であったこと、平成十六年十二月二十六日の市長選挙に際しては、六月二十六日に直接相談があり、二人で力を合わせて市政記者クラブでの出馬表明、市内街宣の取組などをしてきた間柄であることなどが自筆で書かれていること、また、委員派遣の際に聴取した内容などから、この「北川メモ」は信ぴょう性が高いものであるとの判断に至り、八月二十六日の第二十四回委員会で、委員会報告の参考文書とすることに

決定いたしました。

参考人の出席要請は行っておりません。

証人訊問につきましては、証人として証言を求めるに当たっては、委員会で決定した後、議長名で、証言を求める内容を文書で、それぞれ本人に通知いたしました。

証人訊問の方法につきましては、最初に委員会で決めた委員から共通訊問を行い、その後に各委員から補足訊問を行いました。また、対質訊問に当たっても同様といたしました。

会議の公開につきましては、報道関係者への会議の公開はもとより、理事者側の傍聴も許可いたしました。また、報道関係者には、正確な報道を期するために、器械による録音も許可いたしました。

次に、調査結果です。

始めに、調査事件第一項目の平成十九年五條市議会第二回六月定例会の一般質問に対する市長の答弁虚偽疑惑に関する項目を、幾つかの調査事項に分けて、各証人の証言をもとに報告いたします。

まず始めは、榎市長の進退問題に関する田川●●氏と吉野晴夫氏の霊安寺町のコーヒーハウスミキにおける会合とその内容についてです。

田川●●証人は、平成十八年九月ごろ、私から吉野晴夫氏に電話をかけ、霊安寺町のコーヒーハウスミキで会い、私から榎市長が体も悪いということ、「あんた、どうする。」と言うと、吉野晴夫氏が「一期だけでもいきたい。それ何とか考えてほしい。応援してほしい。」と依頼を受けたというものであったと証言しています。

吉野晴夫証人は、平成十九年一月ごろ、田川●●氏から呼ばれて、霊安寺町のコーヒーハウスミキで会い、榎市長の退任について話を持ちかけられましたと証言しています。

「北川メモ」では、平成十八年十二月十五日十六時ごろ吉野氏から電話あり、「五條の有力者(田川●●氏)がおれとこへ来てくれて、市長の首に鈴付けてくるわと言うので、これから会うて来る。いつも行く五條病院近くの喫茶店や。」と吉野氏が言っていたとまとめられています。

以上の証言と「北川メモ」から明らかにになったことは、平成十八年九月から平成十九年一月ごろの間で、田川●●氏の誘いで吉野晴夫氏は霊安寺町のコーヒーハウスミキで会い、田川●●氏の市長選挙に関する問いかけに吉野晴夫氏は立候補表明と応援の依頼をしていたと結論付けられます。

二つ目は、榎市長中途退任に関する金銭(二千万円)問題での田川●●氏と吉野晴夫氏の会話と金銭の動き及び告訴問題についてです。

田川●●証人は、平成十八年九月ごろから平成十九年二月の初めごろまでに五回程度霊安寺町のコーヒーハウスミキで吉野晴夫氏と会っていますが、平成十九年一月ごろ、コーヒーハウスミキにおいて、吉野晴夫氏から榎市長に辞めるよう話をしてくれという依頼を、私が受けました。それやったら二年何箇月残した榎市長に対して、退職金的に二千万ほどみてやることはできますかと、私の方からお金の話をしたところ、「二千万は都合つける。そやから、辞めさせてほしい。」と吉野晴夫氏が言ったと証言しています。

また、田川●●証人は、十日ほどしてから本町のふくふく喫茶店でわしがコーヒーを飲んでいたら吉野晴夫氏が来て、「二千万都合つける日にちが欲しい。」と言うので、わしは、「今すぐ二千万のお金が要るものと違います。榎市長が辞めた以降のお金ですがな。」と、私が言うたと証言しています。

さらに、田川●●証人は、約束以後十日ほどしてから私の家へ吉野晴夫氏が来て、二千万のお金なかったことにしてほしい、だまされたと、弁護士と相談した結果私を訴えると、私が二千万を預かったわけでもないのに。そして、告訴することを飯田●●氏、田中●●氏、息子の植村●●氏に言ったと、告訴する理由として吉野晴夫氏が言っていたのは自分が出す二千万が飯田、秋本のどちらかへいく。受け取った人が市長選にいく、どちらかが無投票で県会へいく、秋本派の人間から聞いていると吉野晴夫氏が言っていたと、証言しています。

吉野晴夫証人は、平成十九年一月ごろ、私は田川●●氏に呼ばれてコーヒーハウスミキでお会いしました。そのとき、榎氏中途退任について話をもちかけられました。そのときは、「それ相応（二回目の対質訊問で金銭を認める。）のことはしてあげてくれ。」ということでした。私に何らかのお金を出させて、榎氏を中途退任、そして、寺本議長を市長選挙に出ないようにするということを、田川●●氏が私に言いましたと証言しています。また、吉野晴夫証人は田川●●氏を訴えると、飯田●●氏、田中●●氏、植村●●氏に言いました。訴えるということは罪になるならんにかかわらず、私が被害者だったということで訴えるという立場でしたと証言しています。

飯田●●証人は、まきの苑三期工事の完成間近のころ、現市長の吉野氏が現れました。開口一番、「たあちゃん、悪いけどたあぼう訴えさせてもらおうぞ。」と、吉野晴夫氏から言われましたと、また、吉野晴夫氏は、「榎を辞めさすというから、おれ、お金まで用意した。一週間たったら来て、へらへら笑いもって、もうちよつと頑張るといふんじや、しゃあないわ。」と、田川●●氏が吉野晴夫氏に言いに来たことを証言しています。

この飯田●●証人の証言内容を田川●●氏と吉野晴夫氏に対質訊問で質問したところ、田川●●氏は全面的に認めましたが、吉野晴夫証人は、まきの苑三期工事のとき飯田●●氏と会って話し合ったことを認め、「私は田川氏がうそを言っているとは言いませんよ、田川氏がそのような話があったということ、それはそれとして受け取ってますよ。」と証言しました。

田中●●証人は、平成十九年二月二十二日午前中、吉野晴夫氏が私の工場へ来て、田川●●氏を告訴するんやと言っていましたと証言しました。

植村●●証人は、平成十九年二月二十二日夕方五時くらいに喫茶店イリスで吉野晴夫氏と会い、ジュエスチャーで、二千万のお金のことでだまされた。うちの父親(田川●●氏)を訴えると言いました。次の二十三日、吉野晴夫氏と田園二丁目の新しい喫茶店で会い、昨日のことはもうなかったことにしといてくれたことで、お聞きしましたと証言しました。

吉野●●証人は、前市長を降ろすためお金を出せと言われた。出さない場合は寺本議員を選挙に出すということだったと聞いております。この件について訴えるということでしたと証言しています。

榎●●証人は、平成十九年一月三十一日、西口●●氏の誘いで、西吉野町の柏荘において、田川●●氏と私の三人で食事をしました。そのとき、田川●●氏から市長を中途退任するようにという吉野晴夫氏からの依頼を雑談の中での一コマとして出たと、榎●●証人は認めましたが、中途退任すれば吉野晴夫氏が退職金的に二千万ほどみるという話は全く聞いていないと証言しました。

寺本保英証人は、平成十九年二月初旬、委員会のあった日に近くの食堂へ昼食に行き、帰りながら田川●●氏から、吉野晴夫氏から寺本議長を市長選挙に出ないように言ってくれと頼まれたんやと聞いたと証言し、私が市長選挙への立候補を表明してその後取りやめたのは、田川●●氏の言動は一切関係していません。取りやめたのは四月八日の県会選挙の結果を踏まえ、また、自民党から市長選に新たな議員さんを出す話もありましたし、私の選対委員六人と議論し、最終決定は私自身決断しましたと証言しました。

「北川メモ」には、平成十九年一月二十二日二十一時ごろ、私の家に吉野晴夫氏から電話があり、一月に選挙や言うてたけど、榎に裏切られた。辞めん言うとするねん。この前喫茶店で会う言うてた男、あれはお前もよう知つとる田川のたあぼうや、この前、榎の首取ってくる言うので、おれ二千万まわりしたのに二、三日前に、へらへら笑いもつておれとこへ来て、はあちゃん、榎まだ行くいうとんねってぬかしやがって、このはあちゃん、なめたらどねんなるか思い知らせたんねん。告訴するさかい、お前、ちゃんとしてくれ、詐欺や、と息巻くので、詐欺にはならん。むしろ、表に出たら、お前が公選法違反になるで、金用意したと言うが、何のための金や。もし、市長が辞めるためのせん別か、辞めさせる工作のための謝礼か知らんが、どちらにせよ公選法でやられるで、あの有力者というのは田川やつたんかと、まとめられています。

以上の証言と「北川メモ」から明らかにしたのは、平成十八年九月から平成十九年二月初の間で、田川●●氏と吉野晴夫氏は、靈安寺町のミキで最初の二回ほどは田川●●氏の誘いで計五回ほど会っていますが、二回目くらいに会ったとき、どちらから言い出したのか結論付けは困難ですが、榎市長を中途退任させることを合意し、それに関する二千万を吉野晴夫氏がまわりすることで合意していたと結論付けられます。しかし、二千万の動

きにつきましては、田川●●氏が、榎市長が任期いっぱいいくということを吉野晴夫氏に伝えた以後、吉野晴夫氏が田川●●氏を告訴することを決意し、飯田●●氏、田中●●氏、植村●●氏に伝えた事実からすれば、吉野晴夫氏の二千万が田川●●氏に渡ったと結論付けられませんが、しかし、結果として、榎市長は中途退任しており、田川●●氏は、平成十九年一月三十一日、柏荘での会食に中途退任とそれに関するダイオキシンの吉野晴夫氏からの依頼を榎市長に伝えていきますので、吉野晴夫氏の二千万が最後まで動かなかったかどうかは調査の範囲ではわかりません。

三つ目は、榎市長中途退任に関するダイオキシン問題での田川●●氏と吉野晴夫氏及び関係者の会話内容と経過についてです。

田川●●証人は、「辞めれへん場合は五條四丁目の過去の焼却場のダイオキシン問題で死人まで出ている。新聞、市民パワーを起こしても榎市長を責める。」と吉野晴夫氏が言ったため、何年か前にダイオキシン問題が起きたとき、役所の方から業者を入れて検査したところ国で定めた数値以下やったから言うてもあきまへんよと言うと、吉野晴夫氏は、「大丈夫なんや。当時役所の担当課でおった人が定年で辞めて、その人からはっきり聞いている、そやから死人が出たということを新聞折り込みでたたく。」と、吉野晴夫氏が言っていたと証言しています。

また、田川●●証人は、平成十九年一月三十一日、西吉野の柏荘で西口●●さん立会いのもと榎市長と会い、辞めない場合は、ダイオキシン問題で新聞、市民パワーを味方にしてでも榎市長を責めるといふ吉野晴夫氏の言いつ分を榎市長に伝えたと言っています。

さらに、田川●●証人は、平成十九年五月十四日、西吉野の柏荘で榎前市長、西口●●氏、私の三人と各嫁三人の六人で食事をしたとき、榎市長の嫁はんが、「悔しいねん。任期いっぱいいかしたかった。」と言うて大泣きました。榎市長も「ダイオキシン問題で、吉野のこの話や。それやったらもう引こうかという気持ちになった。」と、六人のおるところで榎市長ははつきり言いましたと証言しています。

吉野晴夫証人は、ダイオキシン問題は田川●●氏からも出ておりませんし、私もそういうことを話した記憶はございませんと証言しています。

また、吉野晴夫証人は、平成十九年一月三十一日に榎氏と西口●●氏、田川●●氏とお会いなさった。どんな話やったか、私は前も言うてますように田川氏の発言を発言として尊重しております、間違うとは言っておりません、それぞれの証人として自覚を持って言われておるんだと、そういうことでございますと証言しています。

西口●●証人は、平成十九年一月三十一日、西吉野の柏荘において、私と榎市長と田川●●氏の三人で食事をしました。その中で、いろんな会話の一環として、ダイオキシンのことについて田川●●氏が言っておりましたと言っています。

また、西口●●証人は、平成十九年五月十四日、西吉野の柏荘において、私と榎前市長と田川●●氏のそれぞれ夫婦六人で食事をしました。その席上で榎前市長の御夫人が悔しいと、任期いっぱいいかしたかったと言っていたのは聞いていますと証言しました。

榎●●証人は、平成十九年一月三十一日、西吉野の柏荘で西口●●氏と田川●●氏と私の三人で会食したとき、辞めない場合はダイオキシン問題で追い込むんと吉野晴夫氏が言っていると田川●●氏から聞いたと証言しています。

また、榎●●証人は、平成十九年五月十四日、西吉野町の柏荘で会食したとき、家内から悔しいという言葉が出たことは間違いないと思います。しかし、内容は、体がますます悪くなって、辞めざるを得ない状況に至ったことが、本人がっらいであろう、悔しいであろうとそういう思いがあつて言うた話ですと証言しました。

齋藤●●証人は、平成十六年十二月二十六日執行の五條市長選挙において、吉野晴夫氏からの依頼で選挙を手伝っていました。一時期は毎日のように店を休みながら、吉野晴夫氏と一緒に、今日は笠の辻、今日はどこそこ回りました。吉野晴夫氏が忙しいときは、吉野さんの奥さんと一緒に回らせていただきました。前日に行くところが決まっていました。そのとき、吉野晴夫氏からダイオキシンを調べてくれと言われ、朝日新聞の記者と妹の三人で生き証人の人を尋ね、古い灰をもらい、朝日新聞の記者が持つて帰ったところ、ダイオキシンはなかったので吉野晴夫氏に言うと、吉野晴夫氏は選挙事務所に行った元警察官の北川さんに相談し、「宇陀に業者がおるので電話してくれ。」と、吉野晴夫氏より依頼され電話したところ、一箇所掘るのに十八万くらいかかる、四箇所掘らせてくれたら二万くらい引くことでしたので吉野晴夫氏に伝えると、「そんなにかかるんやったら夜中にも行って自分で掘ってくれ。」と言われました。穴掘りを断ったところ、吉野晴夫氏の事務所を出て行ってくれと言われましたと証言しました。

なお、吉野晴夫証人は、この間の齋藤●●氏の五條市長選挙の応援については、事務所に来ていただいていたということはうる覚えに覚えている。それ以外については、記憶にないと証言しました。

「北川メモ」には、平成十六年六月二十六日夜、私宅に吉野氏が訪ねてこられた際、選挙戦略として、旧五條市大島町のゴミ焼却場の野焼きでダイオキシンが発生し、これまでに五、六人の死者が出ている。死亡した人はすべて同和地区の人たちで、環境と差別の問題で榎市政の失政として追及するというので、私はダイオキシンの問題は、もし君が市長になったら放置できないことやから手を出さない方が賢明と思う。どうしても公にするのなら、土壌汚染と水質汚染でいけば市民受けするが、相当権威のある機関で分析しないと駄目だと言うと、選挙直前になって私に、大宇陀に水質検査で大和環境センターという会社がある。そこにサンプルを送れば分析してくれるので、事務所の電話係をしてもらって齋藤さんにサンプルの採取を依頼してみると、強引に取りかかろうとするので、一応どれくらいの検査料か聞いてから齋藤さんに依頼するよう助言したら、吉野氏自ら確認したところ、検査分析証明書を発行すれば三、四百万必要ということでやむなく断念しましたとまとめられています。

さらに、「北川メモ」には、平成十九年二月十四日二十一時三十分ごろ、吉野氏より電話があり、やっぱりダイオキシンのことで榎を追い込む。本

人は任期までいくつもりらしいが、そうされるとおれには時間がない、男の意地や、力貸してくれと吉野氏が懇願したので、ダイオキシンの検査、大宇陀に出すのか、費用お前出すのかとただしたところ、いや、金は使わん。ビラ五條中配るね、西崎にビラ作らすので金はかからん。場合によっては新聞折り込みするのでそれくらいはしれていると言ったとまとめられています。

以上の証言と「北川メモ」から明らかになったことは、吉野晴夫氏は、平成十六年十二月二十六日執行の五條市長選の準備段階の平成十六年六月ごろから、元ゴミ焼却場のダイオキシン問題を榎市政の失政と判断し、榎市長をダイオキシンで追求する準備をしていたと結論付けられます。

また、平成十九年四月二十二日執行の五條市長選挙前においても、榎市長が辞めない場合、ダイオキシン問題で榎市長を責めると田川●●氏に伝えただどうかについては、平成十九年一月三十一日、西吉野の柏荘での会食の中で、田川●●氏がダイオキシン問題を榎市長に伝えたことを榎市長と西口●●氏が認めており、また「北川メモ」の中の吉野晴夫氏の言い分を考え合わせれば、吉野晴夫氏から田川●●氏に話を出したと結論付けられます。榎市長が中途退任したとダイオキシンの関係については、平成十九年五月十四日の柏荘での会食の中で、榎市長がダイオキシン問題で吉野の話や、それやったらもう引こうかという気持ちになったと、榎市長が表明したことを同席していた田川●●氏と西口●●氏が証言していますが、榎前市長自身は、市長の中途退任は体の機能がもう果たさなくなったからです。しかし、この間いろいろありましたことが体を悪くしたことは間違いないと申し上げますと証言していますので、ダイオキシン問題が市長中途退任の直接の原因と結論付けることは難しいですが、関係があったと判断できます。

それでは次に、調査事件第二項目の吉野市長の公職選挙法違反疑惑に関する項目を幾つかの調査事項に分けて、証人の証言に基づき報告いたします。始めは、吉野晴夫氏が田川●●氏に市長選挙の応援を依頼し、そのとき言ったとされている高野山への道路建設と近畿一円の産業廃棄物の谷の建設を口実とした公職選挙法違反疑惑問題です。

田川●●証人は、医者へ行ってから昼御飯を食べるまではぶくぶく喫茶店でおります。わしのおる時間帯に吉野晴夫氏が何回か来て、「田川はん選挙応援してや。高野山に対して道路をつける運動する。その一部、金もうけて。」また、「五條市で近畿一円の産業廃棄物の谷を設ける。それに対しても田川はんもうけてくれたらいい。」と、吉野晴夫氏から持ちかけられたと証言しました。

吉野晴夫証人は、本町のぶくぶく喫茶店で田川●●氏と会ったことはあります。私の頭の中には金剛トンネルとか南海乗り入れとか高野街道とかゴミの焼却場とかいろんな構想はありますが、田川●●氏にそのようなことは言っていないと証言しました。

「北川メモ」には、吉野晴夫氏が、大丈夫や国の補助つくね、五條を日本一の産廃の再生工場にするねや、同級生で、野原から五條高の水泳部で東

京の大学へ行って今年で産業廃棄物処理事業振興財団の常務理事が、はあちゃん市長いくのなら協力するで言うてくれとんので、一回会うてこう思うてんね、この前の市長辞めさせる件、最近榎が元氣ない言うとんので、もう一回市長に会うてもええと言うてくれとんねけど、うまくいったら産廃の件たあぼうにやらせたつてもええねけどと、まとめられています。

以上の証言と「北川メモ」から明らかになったことは、吉野晴夫氏が田川●●氏に選挙応援を依頼したとき、五條で近畿一円の産業廃棄物の谷を設ける、それに対しても、「田川はん、もうけてくれたらいい。」と田川●●氏に言ったと結論付けられます。

二つ目は、齋藤●●氏経営の飲食店での、吉野晴夫氏が含まれる「飲み会」の会食に関する公職選挙法違反疑惑問題です。

齋藤●●証人は、平成十六年十二月二十六日執行の五條市長選挙期間中において、私は吉野晴夫氏の選挙を手伝っていました。吉野氏から電話がございまして、「皆、行かすんで、頼んどきます。一人一千円ずつの会費を置いていくように。」ということでした。その後十一人の方がおいでになりました。吉野さんからここへ行けと言われてきた。飲食させてくれということでしたので、飲食してもらい、一人一千円ずつ置いていってくださいました。その後、吉野さんに、後の分、いつくれるんですかと言ったところ、返事をなし崩しできました。

平成十九年七月二十一日、市長室へほかの用事があつて行きましたので、吉野市長に飲食したお金払ってくださいと言いました。その後、七月二十三日に洋服屋の西垣さんがお店の方へおいでになりました。「今日は吉野さんから三遍電話があつた。そのとき、お金払ってやったらどうや言うたら、吉野さんから、『お金を払えば罪になる。』という返事が返ってきた。」そうです。西垣さんが「おれの方だけでも払わせてくれ。」と言うたら、「そんなことせんでもええ。」と返ってきたそうです。そのとき、西垣さんから大変怖い言葉を聞きまして、「この件は黙ってもらおう。刺し違えても黙ってもらおう。」と三回言われました。後日、西垣さんと奥さんと天理のオンブズマンである梅光さんにうちの店に来ていただいて話し合いました。西垣さんの奥さんは、何で刺し違えると言うたんやということに怒っており、申し訳ないことをしたつて謝りました。西垣さんも悪かったと言っていましたと証言しました。

その際、西垣さんに七人の名前を書いてもらい、残りの三人の名前については二人で思い出しながら齋藤●●証人が書いたとされるメモの提出がありました。

吉野晴夫証人は、齋藤●●氏が事務所に来ていただいたということはわかっております。十一人の飲食の件については、そういう事実はありません。コップの下に一万円置いて帰ったことはありませんと証言しました。

西垣●●証人は、平成十六年の市長選挙では、吉野晴夫氏を応援したことは事実です。金ももらってないと言われたら、それは自分の分だけでも払

うという善意で、私は言うただけです。斎藤さんに呼び出されましたね、それで、夫婦で謝りに行ったんです。やっぱり、人間にショックを与えたということは謝らないかんですよね。それだけですと証言しました。

斎藤●●証人は、この間の証人訊問で、私は吉野氏にお金をもらっていないとばかり思いまして、言ってきましたが、実は、平成十六年十月ごろお金はもらってありました。一万円、吉野さんが、飲食なさって十日ほどしておいでになりました、飲んだお茶の下に四つ折りに畳んだ一万円置いてくれてありました。うちで働いていた久保さんも認めています。私は、この二月十四日、吉野さんのところへ謝罪に行きましたと証言しました。

久保●●証人は、平成十六年十月ごろ、斎藤●●氏の経営する飲食店で働いていました。吉野さんが置いて帰られた一万円を、私も見ました。黙っておいて帰られたんで、斎藤さんに、「これ、こないして置いてあるで。」と言うたら、「レジに入れといて。」と言われたんで入れときましたと証言しています。

川西●●証人、櫻本●●証人、山本●●証人、窪田●●証人、門脇●●証人、柏田●●証人、川崎●●証人及び田中●●証人は、平成十六年の選挙期間中に十一人で、斎藤●●氏が経営する飲食店に行ったことがあるかどうかについて、二人の証人からは「行った覚えがある。」などの証言がありました。ほかの証人からは「記憶にない。」との証言がありました。

なお、複数の証人からは、月に一回の「飲み会」を作っていたことや、そのメンバーについての証言があり、メンバーの中には吉野晴夫氏も入っていたとの証言もありました。

十一人が飲食して、一人一千円ずつ置いていったとされる件に関しては、「記憶にない。」などの証言がありました。

飲食をした人が「この一千円ずつ置いとかな違反になるねん。」「あとは吉野さんからもろとってくれ。」と言ったという件についても、「記憶にない。」などの証言がありました。

以上の証言から明らかになったことは、平成十六年十二月二十六日執行の五條市長選挙前において、斎藤●●氏も西垣●●氏も、吉野晴夫氏の選挙を手伝っていたと結論付けられます。

また、西垣●●氏を含む数人が、斎藤●●氏の飲食店へ、この会食に行ったと結論付けられます。

この会食が、吉野晴夫氏からの依頼であったかどうかの結論付けは難しいですが、西垣●●氏が会食した数人の氏名を斎藤●●氏に明らかにし、「ショックを与えた」ということは、謝らないかんですよね。夫婦で謝りに行きました。」と証言していますので、市長選挙を目指していた吉野晴夫氏が無関係であるとは結論付けられません。

当委員会といたしましたし、これまでの各証人の訊問を通じ、また、参考資料等を精査し、検討に検討を重ねた結果、吉野晴夫市長がどのように全面否定されたとしても、吉野市長の議会における答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する事項については、甚だ、限りなく、疑惑が濃厚であると言わざるを得ない結論に至りました。

また、併せて吉野市長は五條市のトップリーダーとして、さらに、五條市政を預かる最高責任者としての資質に欠ける人物と断定せざるを得ません。吉野市長は、市民のためを考え、努力していると言われておりますが、政治家たるもの、たとえどんなに行政手腕を発揮しようと、自ら行った行為や言動に対してどのように対処し、責任を取るかにその資質が問われるべきであります。

よって、当委員会は勧告いたします。

吉野市長はこのことを厳粛に受け止め、速やかに自らの進退にけじめをつけ、厳しく決断されるよう、当委員会の総意として申し上げます。

当委員会として検討した結果、榎信晴市長中途退任工作に関する証言、金銭問題に関する証言、ダイオキシン問題に関する証言、吉野晴夫氏が田川●●氏を訴えると言ったことに関する証言、高野山への道路建設と近畿一円の廃棄物の谷の建設を口実とした公職選挙法違反疑惑問題に関するそれぞれの吉野晴夫証人の証言は、虚偽の証言であると認め、告発することに決定いたしました。

最後に、当委員会の調査に格段の御理解と御協力を賜ったすべての関係者の皆様方に、衷心より感謝申し上げます。また、聞き取り調査において勇気ある陳述をいただきました皆様に対しては、不利益な取扱いをすることのないよう、理事者側には特にお願いするものであります。

以上で、極めて概括ではありますが、一日も早く市政の混乱に終止符を打たれんことを切に要望し、市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員会の報告を終わらせていただきます。

議員各位におかれましては、当委員会の報告どおり御理解を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（西尾彦和）報告が終わりました。

昼食のため、午後一時三十分まで休憩いたします。

なお、午後一時三十分から議員全員協議会を開催いたしますので、議会委員会室に御参集願います。

午後零時二十六分休憩に入る

午後三時三十二分再開

○議長（西尾彦和）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（西尾彦和）追加日程第一、発議第九号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（森本博文）発議第九号 虚偽の陳述に対する告発について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、別紙のとおり提出するので、議会の議決を求める。

平成二十年九月二十四日提出

提出者 市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員会

委員長 樫塚 凱 一

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。二十番大谷龍雄副委員長。

〔市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員会副委員長 大谷龍雄登壇〕

○市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員会副委員長（大谷龍雄） それでは私の方から申し上げます。

虚偽の陳述に対する告発申出書。

本委員会は、次のとおり地方自治法第百条第七項に規定する虚偽の陳述をしたものとし、同条第九項の規定により告発すべきであると決定したので、議会の議決を求める。

平成二十年九月二十三日

五條市議会 議長 西尾彦和殿

市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員会 委員長 樫塚凱一

一、被告発人、奈良県五條市野原西二丁目八番五号 吉野晴夫。

二、告発趣旨、地方自治法第百条第一項の規定により被告発人を証人として平成十九年九月二十日、平成二十年二月二十五日及び平成二十年四月二十五日の本委員会に出頭を請求し、宣誓の上証言を求めたところ、虚偽の陳述をしたものと認められる。

三、告発事実。

(一) 偽証と認められる証言(榎信晴市長中途退任工作に関する証言)。

①吉野晴夫証言(平成十九年九月二十日 大谷龍雄委員 共通質問) 「それはありません。」〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録三十二ページ十八行目〕。

②吉野晴夫証言(平成十九年九月二十日 大谷龍雄委員 共通質問) 「いいえ、違います。」〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録三十二ページ二十六行目〕。

③吉野晴夫証言(平成十九年九月二十日 大谷龍雄委員 共通質問) 「事実ではございません。」〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録三十二ページ八行目〕。

④吉野晴夫証言(平成十九年九月二十日 大谷龍雄委員 共通質問) 「重要な打合せはしておりません。」〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録三十三ページ十五行目〕。

ア、偽証と判断される根拠。

(ア) 田川●●証言、最初、九月の、榎市長が入院した去年の九月のころやったんかね、それが第一回目ですわ、出会いがね。ミキの喫茶店で。

榎市長がもう体も悪いということに対して、あんた、どうするという話でもって、靈安寺のミキの喫茶店で、吉野はんとわしと二人が話したわけですわ。ほんで、それから、いききたいねんと、一期だけでもいききたいねんと。そやから、それ、何とか考えてほしいと、応援してほしいとこの別れ、それで、もういったんは別れてますねん、一番最初は。簡単なね、いくいかんの確認だけを、わしはとりたかつたんやということ、いったん別れとるわけですわ。去年の九月のときにはね。〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録十ページ二行目から三行目まで・十行目から十七行目まで〕。

(イ) 北川メモ、平成十八年十二月十五日、十六時ころ吉野氏から電話で「克(かつ 私の通称)一月選挙になるで。市長、今自宅で療養してるけど十二月市会も欠席やしどうにもならん、やる気ないらしいので、下手打たん間に辞めさせた方が本人のためや言うて、五條の有力者がおれとこ

へ来てくれて市長の首に鈴付けて来るわ言うのでこれから会うて来るわ。いつも行く、五條病院近くの喫茶店や。二人だけで会うねけど、あそのマスター口堅いさかい大丈夫や」と話すので、「有力者ってだれや」と問い正したところいざれ言うけど、今聞かんといてくれ。榎の裏の事も知ってる男やから、お前辞めてハーチャンに譲つたれや言うたら聞かんとしやないと思うね。確かな話やから克また力借りるで」と説明するので、「無投票にならんの違うか」と聞いたところ「いや飯田の●ちゃんが押ししてくれると思うので。わかってるわかっている。二千万は目途ついてるね。だれも出やんのなら二千万は安い投資や」と自信ありげに話していました。「北川メモ 十五ページ三行目から十九ページ六行目」。

(ウ) 北川メモ、平成十九年一月二十二日二十一時ごろ吉野氏から電話があり、「克一月に選挙や言うてたけど、榎に裏切られた。辞めん言うてるね。この前喫茶店で会う言うてた男、あれお前もよう知つてる、田川のターボウや。「北川メモ 二十ページ一行目から八行目」

イ、偽証とした判断理由、吉野はんとわしと二人が話したわけですわ。ほんで、それから、いきたいねんと、一期だけでもいきたいねんと。そやから、それ、何とか考えてほしいと、応援してほしいとこの別れ。五條の有力者がおれとこへ来てくれて市長の首に鈴付けて来るわ言うのでこれから会うて来るわ。あそのマスター口堅いさかい大丈夫や。お前辞めてハーチャンに譲つたれや言うたら聞かんとしやないと思うね。安い投資やと自信ありげに話していました。

(二) 偽証と認められる証言(金銭問題に関する証言)に移ります。

①吉野晴夫証言(平成十九年九月二十日 土井康嗣委員 補足訊問)「私から、その金額を出すから辞めさせてくれと、こういうようなことも言うてもありません」〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録四十五ページ十一行目から十三行目〕。

偽証と判断される根拠と理由。

田川●●証言、わしといるんな話、あそこで四回ほどありまんねん、今年になってからミキの喫茶店でね。ほんで、そのうち、吉野はんとの話で、吉野はん、辞めさしてくれと、榎を、榎市長を辞めるように話をしてくれという依頼をわしが受けたわけですわな〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録十一ページ十五行目から十九行目まで〕。

田川●●証言、ほんだら、それやったらそれのように、わしの方からお金の話をしますねん。〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録十一ページ二十行目から二十一行目まで〕。

田川●●証言、わし話をしてますわ。〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録十一ページ二十三行目〕。

田川●●証言、もう二言で、二千万は都合をつけると。そやから辞めさしてほしいと。〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録十一ページ二十

三行目から二十五行目まで」。

田川●●証言、オウム返しで二千万こしらえると。ほんで、そやから、それでもって辞めさせてくれというふうにわしに依頼してきたわけですわな〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録十三ページ十行目から十二行目まで〕。

田川●●証言、一週間、十日ほどしてから、吉野はん自身がぶくぶくの喫茶店に来てますねん。その二千万のお金のことで。二千万のお金、今言うて今すぐに、ちよつと期間が、日にちが欲しいねんと。〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録十三ページ十三行目から十六行目まで〕。

福井●●証言、一から十まで聞いとったわけでもないし、パツパツと耳に入るのは、今、土井委員の方から言われたようにはありませんたけれども、ただ、この場でそれを証明せよというて、そこまでの確信あるんかというのが、実際、今自分、この場で証言できるかちゆうのは、ちよつと難しいんです。ただ、その話の流れ的に、そういう話もあったかなというぐらいなんです、今は。〔平成十九年十月十八日開催 委員会会議録四十四ページ二行目から七行目まで〕。

飯田●●証言、開口一番、「たあちゃん、悪いけど、たあぼう訴えさせてもらうで」と、こういう言葉から始まりました。〔平成十九年十月十八日開催 委員会会議録五十三ページ十九行目から二十一行目まで〕。

飯田●●証言、「榎を辞めさすと言うから、おれ、金まで用意した。一週間たつたら来て、へらへら笑いもって、『もうちよつと頑張ると言うんじや。しゃあないわ』と言われた」と。「こんななめた話あるか。な、このはあちゃんをなめたらあかんで」〔平成十九年十月十八日開催 委員会会議録五十四ページ十二行目から十六行目まで〕。

吉野晴夫証言、私から、その金額を出すから辞めさせてくれと、こういうようなことも言うてもおりませんし、それは。だから、言われたと言うんだつたら、田川氏がそのように私に言うたということでしょうね、それは。〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録四十五ページ十一行目から十四行目まで〕。

北川メモ、四、いわゆる榎市長退職金。「二千万円」の真相、平成十八年十二月十五日十六時零分ごろ吉野氏から電話で〔北川メモ 十五ページ一行目から四行目まで〕。

北川メモ、「無投票にならんの違いか」と聞いたところ「いや飯田の●ちゃんが押ししてくれると思うので、「わかっているわかってる二千万は目途ついているね。だれも出やんのなら二千万は安い投資や」と自信ありげに話していました。〔北川メモ 十七ページ九行目から十九ページ六行目まで〕。

北川メモ、平成十九年一月二十二日二十一時ごろ吉野氏から電話があり「克一月に選挙や言うてたけど、榎に裏切られた。辞めん言うてるね。この

前喫茶店で会う言うてた男、あれお前もよう知つとる田川のターボウや。この前榎の首取ってくる言うのでおれ、二千万まわりしたのに二、三日前にヘラヘラ笑いもつておれとこへ来て、ハーチャン榎まだ行く言うとんねつてぬかしやがつて、このハーチャンなめとんねや。ハーチャンなめたらどねんなるか思い知らせたんね。告訴するさかい、お前ちゃんとしてくれ詐欺や」〔北川メモ 二十ページ一行目から二十一ページ七行目まで〕。

②吉野晴夫証言（平成二十年二月二十五日 大谷龍雄委員 共通訊問）「そういうことはありません。」〔平成二十年二月二十五日開催 委員会会議録四十二ページ二十五行目〕。

偽証と判断される根拠と理由。

田川●●証言、わしといろんな話、あそこで四回ほどありまんねん、今年になってからミキの喫茶店でね。ほんで、そのうち、吉野はんとの話で、吉野はん、辞めさしてくれと、榎を、榎市長を辞めるように話をしてくれという依頼をわしが受けたわけですわな〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録十一ページ十五行目から十九行目まで〕。

田川●●証言、ほんだら、それやつたらそれのように、わしの方からお金の話をしますねん。〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録十一ページ二十行目から二十一行目まで〕。

田川●●証言、わし話をしてますわ。〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録十一ページ二十三行目〕。

田川●●証言、もう二言で、二千万は都合をつけると。そやから辞めさしてほしいと。〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録十一ページ二十三行目から二十五行目まで〕。

田川●●証言、オウム返して二千万こしらえと。ほんで、そやから、それでもつて辞めさしてくれというふうにならに依頼してきたわけですわな〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録十三ページ十行目から十二行目まで〕。

田川●●証言、一週間、十日ほどしてから、吉野はん自身がぶくぶくの喫茶店に来てますねん。その二千万のお金のこと。二千万のお金、今言うて今すぐに、ちよつと期間が、日にちが欲しいねんと。〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録十三ページ十三行目から十六行目まで〕。

福井●●証言、一から十まで聞いてつたわけでもないし、パツパツと耳に入るとは、今、土井委員の方から言われたようにならなりましたけれども、ただ、この場でそれを証明せいというて、そこまでの確信あるんかというのが、実際、今自分、この場で証言できるかちゆうのは、ちよつと難しいんです。ただ、その話の流れ的に、そういう話もあつたかなというぐらいなんです、今は。〔平成十九年十月十八日開催 委員会会議録四十四ページ二行目から七行目まで〕。

飯田 ●証言、開口一番、「たあちゃん、悪いけど、たあぼう訴えさせてもらうで」と、こういう言葉から始まりました。「平成十九年十月十八日開催 委員会会議録五十三ページ十九行目から二十一行目まで」。

飯田 ●証言、「榎を辞めさすと言うから、おれ、金まで用意した。一週間たったら来て、へらへら笑いもって、『もうちょっと頑張ると言うんじや。しゃあないわ』と言われた」と。「こんななめた話あるか。な、このはあちゃんをなめたらあかんで」〔平成十九年十月十八日開催 委員会会議録五十四ページ十二行目から十六行目まで〕。

吉野晴夫証言、私から、その金額を出すから辞めさせてくれと、こういうようなことも言うてもおりませんし、それは。だから、言われたと言うんだったら、田川氏がするように私に言うたということでしょうね、それは。〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録四十五ページ十一行目から十四行目まで〕。

北川メモ、四、いわゆる榎市長退職金。「二千万円」の真相。平成十八年十二月十五日、十六時零分ごろ吉野氏から電話で〔北川メモ 十五ページ一行目から四行目まで〕。

北川メモ、「無投票にならないの違うか」と聞いたところ「いや飯田の●ちゃんが押ししてくれると思うので。「わかっているわかっている二千万は目途ついているね。だれも出やんのなら二千万は安い投資や」と自信ありげに話していました。〔北川メモ 十七ページ九行目から十九ページ六行目まで〕。

北川メモ、平成十九年一月二十二日二十一時ごろ吉野氏から電話があり「克一月に選挙や言うてたけど、榎に裏切られた。辞めん言うてるね。この前喫茶店で会う言うてた男、あれお前もよう知つとる田川のターボウや。この前榎の首取ってくる言うのでおれ、二千万まわりののに二、三日前にへらへら笑いもっておれとこへ来て、ハーチャン榎まだ行く言うとなねってぬかしやがって、このハーチャンなめとんねや。ハーチャンなめたらどねんなるか思い知らせたんね。告訴するさかい、お前ちゃんとしてくれ詐欺や」〔北川メモ 二十ページ一行目から二十一ページ七行目まで〕。

(三) 偽証と認められる証言(ダイオキシンの問題に関する証言)。

①吉野晴夫証言(平成十九年九月二十日 大谷龍雄委員 共通質問)「そういうような記憶はございません。」「平成十九年九月二十日開催 委員会会議録三十四ページ二十八行目」。

偽証と判断される根拠と理由。

田川●●証言、二千万は都合をつけると。そやから辞めさしてほしいと。ほんで、なおかつそれでも辞めれへん場合は、五條四丁目の過去の焼却場、今、これ、グラウンドになっている下がごみ入ってますねん。ほんだら、そのごみの問題で、ダイオキシンの問題でやね、これ、新聞、市民パワーを

起こしても味方につけてでも、榎市長を責めると。それには死人まで出るという話を、そこで。そのときには、自分から、わし自身から吉野はんに言うてますねん。それは、過去何年前かにダイオキシン問題という問題が起きたときに、役所の方から業者を入れて検査をしてみると。検査をしたところが、国で定めた数値、ダイオキシン濃度、数値が以下であったと。そこから、そんな今言うたかつてあきまへんよと言うたところが、いや、それは大丈夫なんやと。当時、役所で、担当課でおった人が、定年で辞めて、その人からはっきり聞いてるんやと。そこから、その、死人が出たということを経験折り返みでたたくというこの話でしたわ。それでもって、わしは榎市長と西吉野の柏荘で話してますねん。〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録十一ページ二十四行目から十二ページ十四行目まで〕。

西口●●証言、そのことについては言っておりましたけれども」〔平成十九年十月十八日開催 委員会会議録十ページ十九行目〕。

西口●●証言、そういう発言しておりましたけれども。〔平成十九年十月十八日開催 委員会会議録十ページ二十行目から二十一行目まで〕。

榎●●証言、「ダイオキシンなど」という言葉がございました。〔平成二十年一月二十四日開催 委員会会議録四十七ページ十行目から十一行目まで〕。

北川メモ、平成十九年二月十四日二十一時三十分ごろ吉野氏より電話あり「やっぱりダイオキシンのことで榎を追い込む。本人は任期まで行くつもりらしいが、そうされるとおれには時間がない。男の意地や、力貸してくれ」と懇願したので「ダイオキシンの検査大宇陀に出すのか、費用お前出すのか。」と科したところ、「いや金は使わん。ビラ五條中配るね。西崎にビラ作らすので金はかからん。場合によったら新聞折り込みするのでそれくらいはしれてる」との返事〔北川メモ 二十六ページ二行目から二十七ページ八行目まで〕。

②吉野晴夫証言（平成十九年九月二十日 大谷龍雄委員 共通質問）「私もそういうことを話した記憶はございません。」〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録三十五ページ十二行目から十三行目まで〕。

偽証と判断される根拠と理由。

田川●●証言、二十万は都合をつけると。そやから辞めさしてほしいと。ほんで、なおかつそれでも辞めれへん場合は、五條四丁目の過去の焼却場今、これ、グラウンドになっている下がごみ入ってますねん。ほんだら、そのごみの問題で、ダイオキシンの問題でやね、これ、新聞、市民パワーを起こしても味方につけてでも、榎市長を責めると。それには死人まで出るとい話を、そこで。そのときには、自分から、わし自身から吉野はんに言うてますねん。それは、過去何年前かにダイオキシン問題という問題が起きたときに、役所の方から業者を入れて検査をしてみると。検査をしたところが、国で定めた数値、ダイオキシン濃度、数値が以下であったと。そやから、そんな今言うたかつてあきまへんよと言うたところが、いや、そ

これは大丈夫なんやと。当時、役所で、担当課でおった人が、定年で辞めて、その人からはっきり聞いているんやと。そやから、その、死人が出たということ、新聞折り込みでたたくという話でしたわ。それでもって、わしは榎市長と西吉野の柏荘で話してますねん。〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録十一ページ二十四行目から十二ページ十四行目まで〕。

西口●●証言、そのことについては言っておりましたけれども〔平成十九年十月十八日開催 委員会会議録十ページ十九行目〕。

西口●●証言、そういう発言しておりましたけれども。〔平成十九年十月十八日開催 委員会会議録十ページ二十行目から二十一行目まで〕。

榎●●証言、「ダイオキシンの濃度」という言葉がございました。〔平成二十年一月二十四日開催 委員会会議録四十七ページ十行目から十一行目まで〕。

北川メモ、平成十九年二月十四日二十一時三十分ごろ吉野氏より電話あり「やっぱりダイオキシンのことで榎を追い込む。本人は任期まで行くつもりらしいが、そうされるとおれには時間がない。男の意地や、力貸してくれ」と懇願したので「ダイオキシンの検査大宇陀に出すのか、費用お前出すのか。」と科したところ、「いや金は使わん。ピラ五條中配るね。西崎にピラ作らすので金はかからん。場合によったら新聞折り込みするのでそれくらいはしれてる」との返事〔北川メモ 二十六ページ二行目から二十七ページ八行目まで〕。

③吉野晴夫証言（平成二十年二月二十五日 榎塚凱一委員長 共通質問）「そういうことは、記憶には、私にはございません。」〔平成二十年二月二十五日開催 委員会会議録三十ページ七行目〕。

偽証と判断される根拠と理由。

田川●●証言、二千万は都合をつけると。そやから辞めさしてほしいと。ほんで、なおかつそれでも辞めれへん場合は、五條四丁目の過去の焼却場、今、これ、グラウンドになっている下がごみ入ってますねん。ほんなら、そのごみの問題で、ダイオキシンの問題でやね、これ、新聞、市民パワーを起こしても味方につけてでも、榎市長を責めると。それには死人まで出るとい話を、そこで。そのときには、自分から、わし自身から吉野はんに言うてますねん。それは、過去何年前かにダイオキシン問題という問題が起きたときに、役所の方から業者を入れて検査をしてみると。検査をしたところが、国で定めた数値、ダイオキシン濃度、数値が以下であったと。そやから、そんな今言うたかってあきまへんよと言うたところが、いや、それは大丈夫なんやと。当時、役所で、担当課でおった人が、定年で辞めて、その人からはっきり聞いているんやと。そやから、その、死人が出たということ、新聞折り込みでたたくという話でしたわ。それでもって、わしは榎市長と西吉野の柏荘で話してますねん。〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録十一ページ二十四行目から十二ページ十四行目まで〕。

西口●●証言、そのことについては言っておりませんでしたけれども〔平成十九年十月十八日開催 委員会会議録十ページ十九行目〕。

西口●●証言、そういう発言しておりましたけれども。〔平成十九年十月十八日開催 委員会会議録十ページ二十行目から二十一行目まで〕。

榎●●証言、「ダイオキシシンなど」という言葉がございました。〔平成二十年一月二十四日開催 委員会会議録四十七ページ十行目から十一行目まで〕。

北川メモ、平成十九年二月十四日二十一時三十分ごろ吉野氏より電話あり「やっぱりダイオキシシンのことで榎を追い込む。本人は任期まで行くつもりらしいが、そうされるとおれには時間がない。男の意地や、力貸してくれ」と懇願したので「ダイオキシシンの検査大宇陀に出すのか、費用お前出すのか。」と科したところ、「いや金は使わん。ビラ五條中配るね。西崎にビラ作らすので金はかからん。場合によったら新聞折り込みするのでそれくらいはしれてる」との返事〔北川メモ 二十六ページ二行目から二十七ページ八行目まで〕。

④吉野晴夫証言（平成二十年二月二十五日 黄木英夫委員 共通質問）「本来、榎氏はダイオキシシンについては一切関係ないですね。」〔平成二十年二月二十五日開催 委員会会議録三十一ページ十四行目から十五行目まで〕。

偽証と判断される根拠と理由。

田川●●証言、二千万は都合をつけると。そやから辞めさしてほしいと。ほんで、なおかつそれでも辞めれへん場合は、五條四丁目の過去の焼却場今、これ、グラウンドになっている下がごみ入ってますねん。ほんだら、そのごみの問題で、ダイオキシシンの問題でやね、これ、新聞、市民パワーを起こしてでも味方につけてでも、榎市長を責めると。それには死人まで出るとい話を、そこで。そのときには、自分から、わし自身から吉野はんに言うてますねん。それは、過去何年前かにダイオキシシン問題という問題が起きたときに、役所の方から業者を入れて検査をしてみると。検査をしたところが、国で定めた数値、ダイオキシシン濃度、数値が以下であったと。そやから、そんなん今言うたかってあきまへんよと言うたところが、いや、それは大丈夫なんやと。当時、役所で、担当課でおった人が、定年で辞めて、その人からはつきり聞いてるんやと。そやから、その、死人が出たということを新聞折り込みでたたくといことの話でしたわ。それでもって、わしは榎市長と西吉野の柏荘で話してますねん。〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録十一ページ二十四行目から十二ページ十四行目まで〕。

西口●●証言、そのことについては言っておりませんでしたけれども〔平成十九年十月十八日開催 委員会会議録十ページ十九行目〕。

西口●●証言、そういう発言しておりましたけれども。〔平成十九年十月十八日開催 委員会会議録十ページ二十行目から二十一行目まで〕。

榎●●証言、「ダイオキシシンなど」という言葉がございました。〔平成二十年一月二十四日開催 委員会会議録四十七ページ十行目から十一

行目まで」。

北川メモ、平成十九年二月十四日二十一時三十分ごろ吉野氏より電話あり「やっぱりダイオキシンのことで榎を追い込む。本人は任期まで行くつもりらしいが、そうされるとおれには時間がない。男の意地や、力貸してくれ」と懇願したので「ダイオキシンの検査大宇陀に出すのか、費用お前出すのか。」と科したところ、「いや金は使わん。ビラ五條中配るね。西崎にビラ作らすので金はかからん。場合によったら新聞折り込みするのでそれくらいはしれてる」との返事〔北川メモ 二十六ページ二行目から二十七ページ八行目まで〕。

⑤吉野晴夫証言（平成二十年二月二十五日 大谷龍雄副委員長 補足訊問）「一月に榎氏とN氏、またT氏とお会いなされた、どんな話やったか。私は前も言うてますように、田川氏の発言を発言として尊重しております。間違うとは言うておりません。それぞれの証人として、自信を持って言われておるんだと。そういうことでございます。」〔平成二十年二月二十五日開催 委員会会議録三十五ページ九行目から十三行目まで〕。

偽証と判断される根拠と理由。

田川●●証言、二千万は都合をつけると。そやから辞めさしてほしいと。ほんで、なおかつそれでも辞めれへん場合は、五條四丁目の過去の焼却場、今、これ、グラウンドになっている下がごみ入ってますねん。ほんなら、そのごみの問題で、ダイオキシンの問題でやね、これ、新聞、市民パワーを起こしてでも味方につけてでも、榎市長を責めると。それには死人まで出るとい話を、そこで。そのときには、自分から、わし自身から吉野はんに言うてますねん。それは、過去何年前かにダイオキシン問題という問題が起きたときに、役所の方から業者を入れて検査をしてみると。検査をしたところが、国で定めた数値、ダイオキシン濃度、数値が以下であったと。そやから、そんな今言うたかつてあきまへんよと言うたところが、いや、それは大丈夫なんやと。当時、役所で、担当課でおった人が、定年で辞めて、その人からはつきり聞いてるんやと。そやから、その、死人が出たということを新聞折り込みでたたくというこの話でしたわ。それでもって、わしは榎市長と西吉野の柏荘で話してますねん。〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録十一ページ二十四行目から十二ページ十四行目まで〕。

西口●●証言、そのことについては言うておりましたけれども〔平成十九年十月十八日開催 委員会会議録十ページ十九行目〕。

西口●●証言、そういう発言しておりましたけれども。〔平成十九年十月十八日開催 委員会会議録十ページ二十行目から二十一行目まで〕。

榎●●証言、「ダイオキシンなど」という言葉がついておりました。〔平成二十年一月二十四日開催 委員会会議録四十七ページ十行目から十一行目まで〕。

北川メモ、平成十九年二月十四日二十一時三十分ごろ吉野氏より電話あり「やっぱりダイオキシンのことで榎を追い込む。本人は任期まで行くつも

りらしいが、そうされるとおれには時間がない。男の意地や、力貸してくれ」と懇願したので「ダイオキシンの検査大宇陀に出すのか、費用お前出すのか。」と科したところ、「いや金は使わん。ビラ五條中配るね。西崎にビラ作らすので金はかからん。場合によったら新聞折り込みするのでそれくらいはしれてる」との返事〔北川メモ 二十六ページ二行目から二十七ページ八行目まで〕。

⑥吉野晴夫証言（平成二十年四月二十五日 益田吉博委員 共通訊問）「そしてまた一言付け加えるんですね、どういう意味でダイオキシンを私が調べるのか。榎市長が就任なさる二年前にあの場所は閉鎖されとると聞いております。ダイオキシンのについては、榎氏の責任はないというのが原則でございます。何をもってダイオキシンを調べてどのようにするんかですね。榎氏退任ということだったら、ちよつと榎氏にはダイオキシンは関係ないということを私は前から言うておるわけでございます。」〔平成二十年四月二十五日開催 委員会会議録十四ページ六行目から十二行目まで〕。

偽証と判断される根拠と理由。

田川●●証言、二千万は都合をつけると。そやから辞めさしてほしいと。ほんで、なおかつそれでも辞めれへん場合は、五條四丁目の過去の焼却場今、これ、グラウンドになっている下がごみ入ってますねん。ほんだら、そのごみの問題で、ダイオキシンの問題でやね、これ、新聞、市民パワーを起こしてでも味方につけてでも、榎市長を責めると。それには死人まで出るといふ話を、そこで。そのときには、自分から、わし自身から吉野はんに言うてますねん。それは、過去何年前かにダイオキシンの問題という問題が起きたときに、役所の方から業者を入れて検査をしてると。検査をしたところが、国で定めた数値、ダイオキシンの濃度、数値が以下であったと。そやから、そんなん今言うたかってあきまへんよと言うたところが、いや、それは大丈夫なんやと。当時、役所で、担当課でおった人が、定年で辞めて、その人からはつきり聞いてるんやと。そやから、その、死人が出たということを新聞折り込みでたたくといふことの話でしたわ。それでもつて、わしは榎市長と西吉野の柏荘で話してますねん。〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録十一ページ二十四行目から十二ページ十四行目まで〕。

西口●●証言、そのことについては言うておりましたけれども〔平成十九年十月十八日開催 委員会会議録十ページ十九行目〕。

西口●●証言、そういう発言しておりましたけれども。〔平成十九年十月十八日開催 委員会会議録十ページ二十行目から二十一行目まで〕。

榎●●証言、「ダイオキシンのこと」といふ言葉がついておりました。〔平成二十年一月二十四日開催 委員会会議録四十七ページ十行目から十一行目まで〕。

北川メモ、平成十九年二月十四日二十一時三十分ごろ吉野氏より電話あり「やっぱりダイオキシンのことで榎を追い込む。本人は任期まで行くつも

りらしいが、そうされるとおれには時間がない。男の意地や、力貸してくれ」と懇願したので「ダイオキシンの検査大宇陀に出すのか、費用お前出すのか。」と科したところ、「いや金は使わん。ビラ五條中配るね。西崎にビラ作らすので金はかからん。場合によったら新聞折り込みするのでそれくらいはしれてる」との返事〔北川メモ 二十六ページ二行目から二十七ページ八行目まで〕。

⑦吉野晴夫証言（平成二十年二月二十五日 大谷龍雄副委員長 補足訊問）「先ほど言いましたように、斎藤氏の言うようなことは私は記憶にはございませんし」〔平成二十年二月二十五日開催 委員会会議録三十六ページ三行目から四行目まで〕。

吉野晴夫証言（平成二十年四月二十五日 大谷龍雄副委員長 補足訊問）「私は、そういうことは一切記憶にはございません。」〔平成二十年四月二十五日開催 委員会会議録十五ページ十五行目〕。

吉野晴夫証言（平成二十年四月二十五日 大谷龍雄副委員長 補足訊問）「そういうことは記憶にはないということは申し上げます。」〔平成二十年四月二十五日開催 委員会会議録二十五ページ二十八行目から二十九行目まで〕。

偽証と判断される根拠と理由。

北川メモ、三、ダイオキシンの問題。（一）平成十六年六月二十六日夜私宅に吉野氏が訪れた際選挙戦略として、旧五條市大島町のゴミ焼却場の野焼きでダイオキシンが発生しこれまでに五、六人の死者が出ている。死亡した人はすべて同和地区の人たちで環境と差別問題で榎市政の失政として追求し。ダイオキシンの問題は「もし君が市長になったら放置できないことから手を出さない方が賢明と思う。どうしても公にするのなら土壌汚染と水質汚染で行けば市民受するが、相当権威のある機関で分析しないと駄目だ。選挙の直前になって私に「大宇陀に水質検査で大和環境センター」という会社がそこにサンプルを送れば分析してくれるので、サンプルを事務所の電話掛を担当してくれている斎藤さん（女性）にサンプルの採取を依頼してみる、と強引に取りかかろうとするので、「一応どれくらいの検査料か聞いてから斎藤さんに依頼するように」助言したことから吉野氏自ら確認したところ、「検査分析証明書」を発行すれば三、四百万必要ということでやむなく断念しました。〔北川メモ 八ページ一行目から十二ページ一行目まで〕。

斎藤●●証言、四箇所掘るのにはばく大な金がかかるということ、ちょっと夜中にでも行って穴を掘ってくれて、現市長である吉野さんから言われました。私は、やっぱりとても、村の、村へ行って一人で穴掘ることはできません言うてお断りいたしました。〔平成十九年十月十八日開催 委員会会議録二十三ページ七行目から十一行目まで〕。

斎藤●●証言、夜中にも行って自分で掘ってくれて言われました。〔平成十九年十月十八日開催 委員会会議録二十六ページ十三行目から十四

行目まで」。

齋藤●証言、吉野さんから私の前でそうやってくれ、こうやってくれ言うて、再度、それで穴掘り断ったところが吉野の事務所、もう出ていってくれ言うてほうり出されました。それから、もう皆さんの前で、今回の選挙、齋藤、この場でこの事務所を出させていただきますということで、吉野さんの事務所を出させていただきました。「平成十九年十月十八日開催 委員会会議録二十六ページ二十一行目から二十五行目まで」。

(四) 偽証と認められる証言(吉野晴夫氏が田川●●氏を訴えると言ったことに関する証言)。

①吉野晴夫証言(平成十九年九月二十日 大谷龍雄委員 共通質問)「私に何らかのお金を出させて榎氏を中途退任、そして、寺本議長の市長選挙も出ないようにするということ」[平成十九年九月二十日開催 委員会会議録三十九ページ二十二行目から二十四行目まで]。
偽証と判断される根拠と理由。

北川メモ、平成十九年一月二十二日二十一時零分ごろ吉野氏から電話があり、「克一月に選挙や言うてたけど、榎に裏切られた。辞めん言うてるね、この前喫茶店で会う言うてた男、あれお前もよう知つとる、田川のターボウや。この前、榎の首取ってくる言うのでおれ、二千万まわりしたのに二、三日前にヘラヘラ笑いもつておれとこへ来て、ハーチャン榎まだ行く言うとなねってぬかしやがって、このハーチャンなめとんねや、ハーチャンなめたらどねんなるか、思い知らせたんね。告訴するさかい、お前ちゃんとしてくれ詐欺や」[北川メモ 二十ページ一行目から二十一ページ七行目まで]。

田川●●証言、二千万の金、話がなかったことにしてくれますかということで、後日、十日ほどしてから家に来たことは確かです。[平成十九年九月二十日開催 委員会会議録二十二ページ十九行目から二十一行目まで]。

田川●●証言、だまされたというその二千万のお金のこと私を訴えるという話になってきとつたんですわ。わし、二千万預かったわけでもなければ、本人自身が途中一週間、十日ほどで断りに来たんやから、当然お金は持って来てしまへんがな。そのことで弁護士と相談した結果、告訴するねんという話を飯田、田中、ほんで、うちの息子、三人に訴えると言に行つとるわけですわな。[平成十九年九月二十日開催 委員会会議録二十二ページ二十二行目から二十八行目まで]。

田川●●証言、吉野はんがわしに言いに来たのは、二千万のお金を断りに来たのは、両方とも、県会二者が戦争やと。[平成十九年九月二十日開催 委員会会議録二十三ページ二行目から三行目まで]。

田川●●証言、その二千万が飯田、秋本のどちらかへ行くと。ほんで受け取った方が、二千万を受け取った人が、市長選に行くということに対して、

わしはそんなことあれへんと、そんな話は飯田、秋本からはあれへんって言うてやったかて、本人は、もう、秋本派の人間から聞いたるんやと。なんたかって、それでその二千万、自分が出す二千万で県会二人の人どっちかがその二千万を持って市長選に行くと。自分の金を使われて。それに対して、〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録二十三ページ四行目から十二行目まで〕。

田川●●証言、自分自身が、田川からだまされたということにたどり着いて、わしを告訴するというふうに話を進めていきよったわけやね。〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録二十三ページ十二行目から十四行目まで〕。

飯田 ●●証言、「たあぼう、なめとんや」と。で、「榎を辞めさすと言うから、おれ、金まで用意した。一週間たったら来て、へらへら笑いもって、『もうちよつと頑張ると言うんじや。しゃあないわ』と言われた」と。「こんななめた話あるか。な、このはあちゃんをなめたらあかんで」と。〔平成十九年十月十八日開催 委員会会議録五十四ページ十二行目から十六行目まで〕。

飯田 ●●証言、通常世界では、言われた話に対して用意をしたということは、準備ができたという意味ではないかなと、あくまでも吉野さんの手元でその金を準備したということではないかなと思います。〔平成十九年十月十八日開催 委員会会議録五十六ページ二行目から五行目まで〕。

植村●●証言、うちの父親を訴えるということで、ジェスチャーなんですけど、こういうふうには、こっこの件で訴えさせてもらう。〔平成十九年十一月十二日開催 委員会会議録六ページ二十三行目から二十五行目まで〕。

吉野●●証言、前市長を降ろすためにお金を出せと言われておるが断ったということだけは、聞いております。〔平成十九年十二月二十日開催 委員会会議録十三ページ十三行目から十四行目まで〕。

寺本保英証言、最初が、平成十九年二月の初旬、日にちは大体四、五、六の間ぐらいだったと思います。なぜかといえますと、うちの委員会が二つその日にごさいますして、そのときに、昼食に私、近くの食堂へ行きますけども、その行った帰りながら、道で田川証人に出会いまして、私当時議長をしておりましたので、「議長って、実は吉野晴夫」、そのときは証人ではないので、「吉野晴夫氏から寺本議長を市長選挙に出ないように言うてくれよ」というような、「頼まれたんや」っていう、道の立ち話ですけどそういう話のごさいました。〔平成二十年一月二十四日開催 委員会会議録十八ページ二行目から十行目まで〕。

寺本保英証言、質問された三月の十五日立候補表明、議会終わったから立候補表明さしていたで、その二日後ぐらいに、実はその議員さんの親戚といえますか、議員さん、だから一般の市民ですわ、親戚というか、だから選挙、その人の市会議員の選挙の有力な後援者ですやろ。その人から、実は寺本さん心安いんやったら寺本さん出らんように言うてよと。わし一期だけでもしたいんで言うてんという話、吉野証人が一期だけでもした

いんやと言うとんでという。だから、実際、立候補表明してからの話ですよ、私が。して、それから後、覚えとるのは。〔平成二十年一月二十四日開催 委員会会議録三十四ページ三十三行目から三十五ページ八行目まで〕。

(五) 偽証と認められる証言(高野山への道路建設と近畿一円の廃棄物の谷の建設を口実とした公職選挙法違反疑惑問題に関する証言)。

①吉野晴夫証言(平成十九年九月二十日 大谷龍雄委員 共通訊問) 「田川●●氏に、今、大谷委員のおっしゃるようなことは言うておりません。」〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録四十二ページ五行目から六行目まで〕。

偽証と判断される根拠と理由。

田川●●証言、田川はん、応援してえなど。選挙応援してやと。ほんで、高野山に対して道路をつけると、その運動はすると。その一部、金をもうけてくれと。〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録十四ページ十八行目から二十一行目まで〕。

田川●●証言、もう一点は、五條市で近畿一円の産業廃棄物の谷を五條で設けると。それに対しても、田川はん、もうけてくれたらええと。これからの時代、お金をもうけらなあきまへんど。〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録十四ページ二十二行目から二十四行目まで〕。

福井●●証言、うっすらの内容分かってても、証言できることはできません。〔平成十九年十月十八日開催 委員会会議録四十四ページ二十七行目から二十八行目まで〕。

北川メモ、「いずれにせよお前が市長になったら何より先にそれ手付けんと市民の批判きついで」と聞き直したところ、「大丈夫や国の補助つくね五條を日本一の産廃の再成工場にするねや。〔北川メモ 二十七ページ九行目から二十八ページ四行目まで〕。

北川メモ、この前の市長辞めさせる件、最近榎が元氣ない言うとんで、もう一回市長に会うてもええと言うてくれとんねけど、うまく行ったら産廃の件ターボウらにやらせたつてもええねけど」と話すのを、「やめとけ。産廃物に素人が下手に口出したら、えらい目に合うだけやから」と忠告したが、「わかった、わかった」と軽くあしらっていた。〔北川メモ 二十九ページ一行目から三十ページ二行目まで〕。

②吉野晴夫証言(平成二十年二月二十五日 榎塚凱一委員長 共通訊問) 「そういう会話はございません。」〔平成二十年二月二十五日開催 委員会会議録四十五ページ十六行目〕

偽証と判断される根拠と理由。

田川●●証言、田川はん、応援してえなど。選挙応援してやと。ほんで、高野山に対して道路をつけると、その運動はすると。その一部、金をもうけてくれと。〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録十四ページ二十一行目から二十四行目まで〕。

田川●●証言、もう一点は、五條市で近畿一円の産業廃棄物の谷を五條で設けると。それに対して、田川はん、もうけてくれたらええと。これからの時代、お金をもうけらなあきまへんど。〔平成十九年九月二十日開催 委員会会議録十四ページ二十一行目から二十四行目まで〕。

福井●●証言、うっすらの内容分かってても、証言できることはできません。〔平成十九年十月十八日開催 委員会会議録四十四ページ二十七行目から二十八行目まで〕。

北川メモ、「いずれにせよお前が市長になったら何より先にそれ手付けんと市民の批判きついで」と聞き直したところ、「大丈夫や国の補助つくね五條を日本一の産廃の再成工場にするねや。〔北川メモ 二十七ページ九行目から二十八ページ四行目まで〕」。

北川メモ、この前の市長辞めさせる件、最近榎が元氣ない言うтонので、もう一回市長に会うてもええと言うてくれとんねけど、うまく行ったら産廃の件ターボウらにやらせたつてもええねけど」と話すのを、「やめとけ。産廃物に素人が下手に口出したら、えらい目に合うだけやから」と忠告したが、「わかった、わかった」と軽くあしらっていた。〔北川メモ 二十九ページ一行目から三十ページ二行目まで〕。

以上で、虚偽の陳述に対する告発申出書を報告させていただきました。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本議会は市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員長の申出どおり、吉野晴夫市長を地方自治法第百条第九項の規定により告発することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立多数であります。

よって本会は、吉野晴夫市長を地方自治法第百条第九項の規定により告発することに決しました。

なお、告発による必要な処置につきましては、議長に一任願います。

○議長（西尾彦和）これをもちまして、市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査を終了いたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。（「十四番」の声あり）佐久間議員。

○十四番（佐久間正己）今、議長さんの発言がございましたけれども、議会運営委員会で議事日程は決まりました、それぞれ議員にも配付、それから理事者の方にも配付されております。その日程によりまして、今月の三十日までが会期最終日となっておりますので、あえて今日、要するに延長する必要はないと思っておりますのでよろしくお願いします。（議場に声あり）

○議長（西尾彦和）延長は、まず、佐久間議員のおっしゃるように、後ほど……（「十四番」の声あり）佐久間議員。

○十四番（佐久間正己）さすれば、始めに議長の方から今日の議事日程を朝挙げておりますので、すべての議案が終わっておりますので、この間に關して延長しますとか、当然そういうふうな話を先にしてから言うていただいたら了解するところでした。（議場に声あり）

○議長（西尾彦和）ただいまの時間の延長に対し、二人以上の議員の賛成の方がおられますか…反対の方、（「十四番」の声あり）佐久間議員。（議場に声あり）延長に対して。（「まだ、時間きてへんやんか」の声あり）きていないので、あらかじめということですので、最初に付け加えたとおり。

（「ほんだら、これから何するんで」の声あり）これから議運を開きたいと思しますので、（議場に声あり）言おうと思っていたのですけれども、意見調整のため休憩いたします。

午後四時三十二分休憩（休憩後、会議を再開するに至らなかった）